

第78回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

平成29年9月12日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	高橋真弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。今日から本会議2日目、一般質問が始まります。

皆様には、おそろいでご出席を賜りまことに御苦労さまです。

9月に入りまして、だんだん秋らしくなってきました。今日は、雨ということで、昨日から少し蒸し暑いんですけども、先般の土曜、日曜から稲の穂の刈り取りいうのですか、それも、だんだん本格化してまいっております。そういうことで、田んぼつくっておられる方におかれましては、少しでも雨が降ると田んぼが乾かないんじゃないかとか、また、稲が倒れるんじゃないかということで、非常に心配されている方もいらっしゃると思いますけれども、何とか平穏な天気が続いて、無事に刈り取りが終われることを望みます。

それと、9月に入りますと、いろんな行事がめじろ押しというんですか、たくさんあります。

先般、三日月のほうで、武家屋敷マルシェ&ウォークということで、本当に町内外の方が、約1,500名の方が参加されたということで、非常に盛大なもで行われました。

それから、これから小学校、中学校の運動会、そして各地域の敬老会など、非常に行事がたくさんあります。議員の皆さんにおかれましても、時間の許す限り顔を出していただきますよう、よろしくをお願いします。

それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしくをお願いします。

それでは、直ちに日程に入ります。座って失礼します。

日程第1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、一般質問であります。

7名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに7番、岡本義次君の発言を許可します。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。

今年の夏は、殊のほか暑く大変な夏だったと思います。38度、39度と人間の体温を超えるような暑さでございまして、その暑さのせい、何か野菜なんか、なかなかうまく育たなかったとは聞いております。

それでも、暑さ寒さも彼岸までということで、朝夕は大分涼しくなってきました。しかし、皆さんには、その夏の暑さの疲れが出るころでございまして、お体気をつけていた

だきたいと思います。

今日は、3件の一般質問をさせていただきます。

この席から、徳久の道の駅・販売所はどうなったのかと、それから2件目のひとり暮らしの高齢者の実態は。それから、3つ目の町から補助金を出している団体について。この2つ、3つ目については、議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、最初のトンネルができて、そのトンネル出たところの南向きの丘陵地というんですか、ところに道の駅、まあ販売所をつくると言っておりましたけれど、その後、とまってしまって、どうなったのでしょうか。

テクノに県が道の駅をつくるのか、見合わせるとか、地元の既存の販売所から反対意見が出ておるとか、そして、また、調整しているとか、新たに水面下で話し合いがなされているんじゃないかというような声を聞きました。

その実態はどうなっているのでしょうか。

やるのか、やらないのか、どうなのでしょう。

この場からの質問といたします。

議長（岡本安夫君） 町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。それぞれ御苦労さまです。

本9月議会におきましても一般質問として、7名の議員の方から一般質問の通告をいただいております。

今日、明日、2日間にわたりまして、それぞれご質問いただき、また、ご答弁させていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、最初の岡本義次議員からのご質問、徳久の道の駅・販売所はどうなったのか。やるのか、やらないのかということですが、道の駅と言ったことはございません。直売所ということで計画を、徳久バイパスの建設に伴いまして、この農産物の販売所計画というものを、構想を考えたところであります。この件につきましては、これまでも、他の議員からのご質問にも、これまで何度も、それぞれお答えをさせていただいたとおりでございます。

この徳久バイパスが建設される中で、その周辺の荒廃した土地がございます。この土地の活用によって、農業の振興につながればということで考えたところでありまして、しかし、その後、岡本議員も、今、お話の質問でも触れられましたように、県のほうがテクノに道の駅を建設するというのも打ち出されました。

また、町内の直売所からも反対ということではなくて、いろんな意見が出たと、寄せられたということで、その影響についても、いろんな考え、意見がございます。

また、それと同時に、現在の直売所の状況を見ますと、特に、生産者の高齢化によりまして、既存の直売所においても、その農産物の出荷が非常に減ってきている。そういうことで、まず、生産者の確保、生産農家の確保ということで、生産者の育成、そういうことが、まず、必要ではないかということで、そういう点に、今、取り組んでおりまして、建設計画につきましては、当面、現在のところ延期しているという状況であります。

ただ、こうした施設をつくるためには、土地の開発ということが必要です。その中で、私も徳久バイパスの建設に伴って、同時に考えておかなければ、建設が終わってから開発をしようとしても、開発許可上、特に、排水等の問題で土地の開発ができない。それには

莫大な費用がかかるというようなことの懸念が当然ありましたので、事前にそうした土地の開発が可能なように、将来できるように、今、徳久バイパス建設に伴って排水路等の計画を県にお願いして、1万平米ですね、1ヘクタールまでの開発は可能なような形で、今、でき上がっているということ、このことは、皆さんにも以前にもお話をさせていただいたところでもあります。

そういう状況の中で、先ほど申し上げましたように、農産物の現在の生産者、新しい生産者を育成して、生産農家を確保していかなければならないということで、帰農塾や農業振興団体への加入の働きかけなどを行い、出荷農家の増加を目指しているところでございます。

また、それとあわせて、特にもう一度総合的に考えなければならないのは、今、そうした生鮮野菜として販売するだけではなくて、町の特産品として、特にみそ、また、ひまわり油、こうした農産物の加工、これについて、ふれあいの里上月とか味わいの里三日月、また、南光ひまわり館、こういうところで加工をしております。その加工所が非常に老朽化をしております、また、その加工においても非常に人手不足もありますし、今後の経営の面でも将来的に非常に不安なところが、それぞれのところから寄せられております。

そういうことで、やはり今後、そうした加工所、佐用町としての農産物の、そうした加工、特産品の生産について、どういう施設で、どういう組織で、今後、それを持続していくか。こういうことを、考えなければならない。生産と加工、そして、販売。それを、いかに経営的にしっかりと運営をしていくか。そうした農産物の加工所が、あちこちにあるわけでありまして、将来的には、これを統合も視野に入れて、考えていく必要があるのではないかと、そういうことも、非常に課題が次々と、今、出ております。そういう課題も含めて、今、検討を、それぞれの担当課のほうでもしているという状況であります。

また、既存の現在の販売所、また、加工所、経営していただいて、運営していただいている方のほうにも、そういう問題も課題として、私もいただいておりますし、また、こちら、そういう方々と一緒に話し合いをできるように適宜持っていくという状況であります。

以上、ご答弁とさせていただきます。報告をさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、再質問、岡本議員。

委員（岡本義次君） 今、町長からの回答があったわけでございますけれど、水面下で、それを、どうする、こうするというようなことで、新たに、そこにというような話の部分は、ちょっと、今、聞かれなかったんですけど、次々と、そういう加工所が老朽化して、それらもどうするかということで、話し合いを、今、なされておるということでございますけれど、私は、町長にいつも申し上げるのは、PDCAを回しておるのかということ、よく言います。

もし、この部分も、そのPの計画の部分で、ポシャってしまうというのか、行き詰ってできないということは、ほかの部分の仕事においても、それが果たして回っているのかということをお伺いしたいと思いますが、そこらへんについては、どんなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ご質問の意味が、私には、はっきりと理解できないところがありま

す。

その計画の部分でポシヤれば、ほかの部分がとって、ほかの部分というのは、何が、どういう部分で、また、それが前行きしていないのかとか、この計画、具体的に徳久バイパス上で構想したものを捉えて言われているのか。

何か、今、岡本議員の話ですと、町政全般にわたって、そういうことができていないというふうに、そうふうにも聞こえるんですけども。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

委員（岡本義次君） そしたら、ここに販売所をつくるということで、その土地の地権者と、どのような格好で当初、お話しされて、そういう接触の進展の具合は、どこらへんまで行っておったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは以前にもお話、説明させていただいて、岡本議員も聞いていただいていると思うのですね。

構想ですから、特に、徳久バイパスを建設の中で、この土地の、今、荒廃しているところを活用するために、こういうことを考えた時に、地域の皆さん方、基本的にこれについて協力をいただかなければできませんので、そういう構想をつくることについては、一応、地域の皆さん方集まらせていただいて、それができるのであれば、それは協力をしましょうという基本的な一人一人の同意ではなくって、地域としての合意形成、こういうことはしてきたわけです。

その中で、先ほど言いましたように、その土地を開発するといっても、たくさんの地権者もおられますし、また、法的な規制もあるわけですから、これを大きなものをつくるということとはできない。あそこは、土地が、全体で2ヘクタール近くはあると思うのですけれども、1ヘクタール以内の開発じゃないと、調整池とか、そういうものを法的につくらなきゃいけない。それは、もう開発上、なかなか用地もないし、また、建設費も非常に大きな建設費かかると。だから、1ヘクタールまでの用地を開発ができる状態に、県にも、いろいろと協議をさせていただいて、側溝、排水路、川までの水路、そういう点において、もう既に、そういうことを事前に行っている。だから、開発は可能な状態にしておくというところで、今、とまっているわけです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

委員（岡本義次君） 開発可能なところでとまっておるということでございますけれど、それが、やはり場所的には、トンネル出たところの交通の要所の便のいいところで、南向きで丘陵地ということで、確か、何かをやろうとすることは、いいところだとは思いますが。

しかし、私は、同じ町内で、そういう販売所をつくることによって、今、既存のところ

が、やはり同じ町内の、町外の方も、もちろん来ていただけたらと思うのですが、同じパイを奪い合いするようなことであれば、どちらもつくったとしてもポシャってしまうような感じもします。

ですから、そこらへん、いつも言っていますように、PDCAのPのプランを、今、町長が言われたようなことも踏まえて、全部洗い出して、果たして、どうなんやと。どれが問題なんやと、そういうようなことも踏まえて全部やって、そして行動、Dの行動より、Aのアクションをかけ、Cのチェックをかけていくという1つの道筋をやっていないと、何事においても、こういうような格好の中で、ちょっと前へ行かんのんじゃないかという気がするんです。

ですから、町長は、いつもPDCA回していますよと言われておりますけれど、はや、ここらへんにおいても、それが、私らとしては回っておるのかなという気もしないわけでもありません。

ですから、やはり、こういう将来を見据えてやる上においては、生産されておる人が高齢になって、そういう物が、野菜も少なくなっておると、出荷状態ですね、そういうふうなことで帰農塾やられたり、そういう生き生き農業、また、やろうかというようなことで町長も取り組んでいらっしゃるんですけど、そこらへんが定年になったお年寄りが参加、もちろん若い人が参加して、わしもやってみたらというような方がいらっしゃる方がいいんだらうけれど、その帰農塾にしても、その取り組んでいる、そのことについては、どのような年代の方が取り組んで参加していらっしゃるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほどの計画、そして後、行動に移すと、そういう手順を踏むために、今、こういう、いろいろと課題について洗い出しているということであって、岡本議員が言われるように、私も、そうした、ただやみくもに計画なしに物事進めて、後になって、これが行き詰る、できないということでは、これは、それはやはり大きな責任は持てませんので、ですから、当初の計画というのは、あそこのバイパス工事が、どんどん進みますので、将来的にも、そういう排水とか、そういう法的な問題をクリアするための対策を、先に、まず、しておかなきゃいけないという点もありました。だから、急いで、1つの構想として上げたわけで、その構想に対して、いろいろな意見も、当然、出てきますし、また、いろんな状況変化もあるわけです。

そして、その検討の中で、今現在、特に、既存のところから出てきた意見とは、生産者、農家が非常に少なくなっている。今、売る物がなかなか確保できない。そういう中で、先に、そうした施設をつくっても、かえって今言われるように、それは共倒れになる可能性もありますし、運営そのものできない。

だから、そういう部分から、きちっとこれは計画的に、これは取り組まなければならないということでは、何もやみくもに計画なしにやっていない。

計画の中で、そういう時間はかかっているということ、これはご理解はいただかなければ、いただきたいというふうに思います。

それから、帰農塾等につきましては、なかなかお若い方、農業だけで、専業で実際に生計を立てるということが非常に難しい中で、これはかなり定年を迎えられた方とか、新しく農業、土地は持っていて、それまで農業経験はあっても、改めて、仕事をリタイヤされた中で、元気な方、これから自分がまた、農業に取り組もうというような方、そういう方

が参加いただいて、現在の、私とこの佐用町のそうした野菜の生産とか、畑作物、そういうものを生産していただくのは、なかなか、そうしたたくさんの方が、少し、自分の生活、それで若い人が生計が立てれるというような規模ではなくって、まず、基本的には、そうした多くの方に、いろいろな種類の野菜、また、品質にこだわった物を生産していただく、そういう形が、やっぱり一番この町の今の農業の中では適しているのではないかと。それに合わせて若い方も、農業を1つのきちっとした仕事として取り組めるような、そういう方の育成もしていかなきゃいけない。そういう若い農業者というのの育成も片方ではやっているわけですがけれども、なかなか、それだけで全てが、これから進めていくというわけにはいかないというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

委員（岡本義次君） そりゃ、若い人は、その農業1本で生計を立てていくというのは、大変難しいし、また、一足飛びにはいかないと思います。

ですから、やはりある程度、期間うのか時期がかかるんじゃないかと思えますけれど、帰農塾とか、それから、そういう生産者のいろいろな試みをされておりますけれど、する前と、して今現在、1年余り、1年半かたっておりますけれど、何らかの明るい兆しというのか、つくっておる物がこういう特産物ができたでとか、こういう物が増えたでというのは、そこらへんは、あったんでしょうか。農林振興課長、もし後で、補足も含めてお願いします。

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） ご質問の件でございますけれども、帰農塾につきましては、昨年からはじめまして、昨年は野菜の栽培方法とかいうようなことで初心者の方が、まあ初心者というか家庭菜園とかされていた方が主であったんですけれども、今年度につきましては、新たにつくった作物を出荷していこうということで、できるだけ直売所のほうへ出してもらうというような取り組みを進めておるところでございます。

特産品として、こうって新たにというのは、始めて短期間でございますので、これという物は特にはございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

委員（岡本義次君） ある程度、やはり右から左へ一足飛びにはできないと思いますけれど、やはり、そういう1つのいい物を、みんなが力を合せてつくって、数が大勢の方が参加していただければ、それを集めることによって、数も増えてくると思いますので、そこらへんについては、農林振興課長らが主体となって、そういう方たちの、いろいろなアイデアを出していただいたりしながら、前の決算報告の中に東徳久のほうで漢方薬の、そういうことが、ちょっと始まったようでございますけれど、漢方薬なんかについては、ウコン等を含めて、そういういい物を出荷すれば、製薬会社なり組んで、そういう出荷が、先が伸びるんじゃないか思うのですよ。ですから、そこらへんも含めて、やっぱり、これか

らの佐用町としては、田んぼ、畑、年がたって、だんだんつくれなくなって、草ぼうぼうというところが増えてきておりますので、ですから、そういうことも踏まえて、元気な人が、そういうようなのを借りてでもやっていくという方向で、また、こういう販売所もとまってしまうんじゃないかって、それを1つは、やっぱりいつまでというふうな、いつまでもダラダラ話しておっても、いつまでたっても、私は解決できないと思います。やっぱり期限切って、どんどん、どんどんと話して進めていかない限りは、こういうこともできないし、同じ町内でパイを引っ張り合うようなことも、やっぱりある程度避けんといけないと思います。

ですから、佐用町は、もち大豆みそという1つのブランドを持っておりまして、阪神間の百貨店とか西宮北口のそういうところでも、結構評判なんです。ですから、それをいったん食べたらおいしいということで、その人らがひとつのリピーターになってくれたら、どんどん売れだすし、そしてまた、トマトのそういう1つの三土中学校の跡へできました。ですから、そういうようなも含めて、やっぱり、そのプランの段階で、よく皆さん関係者を集めて、どうしていくかということ踏まえて、次のDoの実行に移していくということを節に願って、この質問は終わりといいたします。

それでは、2つ目のひとり暮らしの、高齢者の実態はということで、佐用町には高齢者のひとり暮らしの方は、何人ぐらいいらっしゃるのか。

何かあれば、すぐに連絡できるようになっているが、ひとり暮らしの方には何歳から、その連絡機器が取り付けられておるのでしょうか。

その取りつけた数は幾らなののでしょうか。

また、その高齢者の家に月に1回ぐらいは、民生委員なり、高齢者の方の自宅への安否確認等は、されておるのでしょうか。

そのことについて伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの2点目のご質問でございます、ひとり暮らしの、高齢者の実態についてでございますが、まず、高齢者のひとり暮らしにつきましては、本年8月末現在におきまして、住民基本台帳上、世帯員が65歳以上の高齢者1人だけという条件でカウントをした場合に、1,481世帯という結果が出ております。ここから、特別養護老人ホームなどの施設入居者の方を除きますと、1,140世帯ぐらいになるのではないかと思います。

当然、この世帯数におきましては、世帯分離のケースも含まれておりまして、その逆のケースとして、この枠外に高齢者のひとり暮らしであっても住民記録上は複数人の世帯も存在もしていることから、正確な把握は難しいわけですが、少なくとも、ひとり暮らし世帯の数は、この1,140世帯に近い数字であると考えております。

次に、連絡機器ということについてでございますが、まず、ひとり暮らしの方の見守り、また、安全確認、安否確認のことにつきましては、ご家族の方が一番にされていることと思っておりますが、町行政といたしましても佐用町緊急通報システム事業について取り組んでおり、そのことについて、簡単にご説明をさせていただきます。

この事業は、ひとり暮らしの高齢者や、老夫婦のみ世帯の緊急事態に対する不安を解消し、生活の安全を確保するために、町が委託しております、あんしんセンターと利用者の方々を電話回線で結び、24時間体制でサポートをしているサービスでございます。

その中身につきましては、主に3つのサービスで構成されておりまして、1つ目は、緊急通報サービスであります。これは、急病など緊急事態の通報があった際、近隣協力員やご家族、民生委員さんなどに連絡して支援をお願いし、状況に応じて救急車の出動を要請するものでございます。本町では、火災センサーも設置をしておりますので、これが発報した場合は、火災の有無の確認、火災の場合は、当然、消防車の出動要請を行うことになっております。

2つ目は、相談対応で、健康・介護などに関する電話での相談事に対し、あんしんセンターに常駐する看護師がお答えをいたします。

3つ目のサービスは、お伺いコールで、毎月1回、あんしんセンターから利用者に対して安否確認の電話を入れることになっております。必要に応じて、緊急通報装置の操作になれていただくため、訓練を兼ねて、緊急ボタンの試し押しを利用者の方に行っているところでございます。

緊急通報システムの設置対象者につきましては、町緊急通報センター条例第3条に規定しておりますとおり、原則、「65歳以上の援助を必要とする在宅ひとり暮らし」の方でありますが、老夫婦世帯や障害者世帯につきましても、夫婦共に70歳以上であるなど、一定の条件を満たせば機器を設置しているところであります。

機器の設置台数は、直近のデータで、370台というふうになっております。

最後に、民生委員の高齢者へのかかわりでございますが、先ほどの緊急通報システムの利用申請につきましては、民生委員の方に申請内容の確認をお願いをいたしております。

申請は、本人の希望によるものだけでなく、民生委員さんの勧めに応じて行われる場合もあり、日ごろの民生委員の見守り活動の一環として機能をしているというわけでございます。

また、申請に当たりましては、3名程度の近隣協力者の登録もお願いをしておりますので、緊急通報システムの利用そのものが、民生委員をはじめとする地域住民による見守り活動であり、安否確認であるというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

委員（岡本義次君） 毎月1回は、電話で、コールで安否確認なのか、確認はされておるといふことで、町長、答弁ありましたけれど、民生委員の方が月1回は、そのひとり暮らしの方は、多分、ひとりで話も相手がありません、テレビ見ておるぐらいな感じでされないという中で、そういう話し相手が、やっぱり来ていただいたら、いろいろなことも相談も含めてできるということ、月1回ぐらいは安否確認も含めて、訪ねて、そういう民生委員が行くようにはなっていないのでしょうか。そこらへんは、どんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 民生委員さんの仕事としましては、高齢者だけではなく、障害者、また、お年寄りも含めて、ひとり親の家族とか子供さん全てに携わっておられます。

ちなみに佐用町の場合ですと、お1人様が、お1人の活動日数、これ年間平均ですが146

回になっております。相談件数ですが、これ佐用町の場合、民生委員だけで2,250件の相談を受けております。1人当たりになりますと32件の相談を受けております。ですので、毎月1回行くというのは、なかなか、行ける民生委員さんもおられますし、その地区が広範囲でございます民生委員さんもおられますので、なかなか、そういうふうにならざるに全行行くということが難しい方もおられます。

ちなみに全国平均で活動、同じく民生委員さんの活動なのですが、1人当たり全国平均で年間の活動日数が130日となっております。若干、佐用町のほうが活動日数等高くなっておる状況です。

そのうち、内容としましては、訪問連絡活動等が161.6回、相談支援が29.2件、それから相談支援以外の活動件数が113.9件、連絡調整で71.6回とか、そういうような状況の活動状況になっておりますので、なかなか全ての方に、それこそ佐用町の場合、高齢化率も40パーセント近くということで3人に1人が高齢者というような方で、ひとり暮らしの方も少ない地域もおられますし、たくさんおられる方もおられますので、今のところは、そういう格好で、行ける範囲で行っていただいておりますというのが状況でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

委員（岡本義次君） 今、課長からの説明があったんですけど、そういう、どう言うんですか、回数は、それは全体としては、たくさん行かれたり、活動はされておると聞きましたけれど、やはり高齢者のひとり暮らしの方は、やはり2人暮らしの方は、奥さんと話したり、ある程度、自分が言葉を発することができるんでしょうけれど、ひとりの場合は、テレビに話しかけるわけにもいかんしすれば、やはり月1回ぐらいは、そうやって見回りも兼ねて来ていただいたら、その方と世間話も含めて話ができるということで、その人の気も紛らうし、また、そういう安否も確認していただけるということで、三日月行った時に、そういうひとり暮らしの方が、月1回ぐらいは、やっぱり、そういうような民生委員なり、ほかの、自治会長は、ほかの仕事があるのかもわかりませんが、ちょっと訪ねて来て、話をしてくれたいのになというふうな要望も出ておりますので、極力、ほかの仕事も大変、この回数聞いたら、確かに多ございますけれど、そこらへんのずっと回った時に、そういう特殊いうのか、どうしても来てほしいんやというふうな方については、月1回ぐらい民生委員の、そういう会議の中で、抽出していただいて、訪ねていくというふうなことは、課長、できないのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） おっしゃるとおり、特に気になる方につきましては、地域包括支援センターの職員をやったりとか、携わっておりますので、把握している範囲では見守っていただけたらと思います。

各自治会としましては、自治会長さんもおられますし、その中に民生委員と協力員さんもおられます。また、社協さんのほうの関係の福祉委員さんもおられますので、そういう形で地域で見守っていただくというのが、一番いいんじゃないかと思っておりますし、その中で、いろいろな町の施策の中で、社協さんをお願いしておりますような弁当の配食とか、そう

いう形で週1回、2回とか、気になる方は、そういう形で、ひとり暮らしの方の訪問等をしていただいて、当然、要介護関係ですとケアマネジャーとか、そういう訪問もございませぬので、そういう形で、民生委員さんだけでなく地域全体で見守っていただけるのが一番いいかなとは思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

委員（岡本義次君） 私も弁当配りのボランティアの配食、桜山や田和や才金のほうへさせていただいておりますけれども、今、課長、おっしゃったように、社協なり地域、民生委員、それから補助員、そして部落の自治会長の中で、連携とり合って、どなたかが、1人が、やっぱり、そういう年寄りの方のところへ訪ねて、やっぱり元気かということの言葉から始まって、世間話も含めて、例え、5分、10分でも話してもらったら、その方が安心されるんじゃないかと思っておりますので、そこらへんについて、難しいかもわからんけれど、そういう連携とり合った中で、ひとつできるような格好の中で、また、課長、そういう会議の中で話しして、極力行っていただくような方向でお願いしたいと思います。

そのことにつきましては、終わりいたします。

それから3件目の町から補助金を出している団体についてということで、伺っていきたいと思っております。

佐用町から補助金を出している団体は幾らあるのでしょうか。

一番多くの金額は、どこへ幾ら出しておるのでしょうか。

補助金を出しているところから会計報告等のそういうやつをもらっておりますか。

それらのところはちゃんと監査されておると思いますが、それら役場としても、そういうチェックもしておるのでしょうか。

そこらへんについて伺いたいと思っております。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目のご質問でございます町から補助金を出している団体についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の佐用町から補助金を出している団体は幾らあるのかということですが、平成28年度決算で補助金等を出している団体が122団体となっております。

次に、2点目の一番多くの金額はどこへ幾ら出しているのかということですが、これは、佐用町社会福祉協議会へ5,200万円を支出しております。

次に、3点目の補助金を出しているところから会計報告をもらっているのかということですが、補助金等を所管している関係各課において活動団体の総会資料または、それに類する活動報告を受けております。その中に会計報告、決算報告について添付されております。

次に、4点目のそれらは監査をされているのかということについてでございますが、活動をされている各団体におきましては、会則等で活動目的、活動計画、役員等を決めておられ、決算時期には、活動報告、決算報告をそれぞれの団体役員の監査委員によって監査を受けられております。

言われるようなことを指摘、そういうことも私のところまでは来ておりませんし、各課、担当課のところもあれば、私のほうにも報告があるはずですから、それは、きっちりとできていくというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今年になってからも、その一番トップの方がやって来られて、※※※※※※※※※※※※※※※※、ちょっと困っておるんじゃないかなというふうなことも含めて、そういうことがありました。事実。

ですから、そういうことがあって、そういう中で、会計が監査も含めてうまくいっているのかなという気もしておりますのでね、ですから、そういうふうなところに、みんなの税金である、汗水たらした税金を、やっぱり公金を、補助金として出すということも含めて、やっぱりそういうことがないような格好の中で、私はいってもらいたいと思っておりますので、今後、十分目を光らせていただいて、お願いしたいと思っております。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こういうことが、もしね、今、岡本議員がどなたから聞かれたのかわかりませんが、少なくとも、そうした関係者の中から、議員にそういうお話をされるのであれば、特に、それぞれ担当しているところがありますし、そこに相談されたり、報告を当然されるべきであって、それを、そういうことが、また、そういうことがあれば、きちっと対処しなければならないわけですから、それは、ただ議員さんが聞かれたからということで済ませるということではないと思うんですね。

だから、その方がやっぱりあれば、議員の立場におかれましても担当課のほうに、そういう話も、きちっとつないでもらわなければいけないと思っておりますしね、そこも当然、議員の皆さんの1つのチェック機関としての役割ではないかなと思っておりますけれども、はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） そういう、確か書面でもらった分もありますので、また、そういう担当課とも話をしてみたいとは思っておりますけれど、そこらへんについても、そういう出す以上は、ちゃんとチェック体制をお願いしたいと思います。

以上をもって、一般質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、8番、金谷英志君の発言を許可します。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、3点、ごみの排出抑制の推進についてと、三日月・乃井野陣屋周辺の整備計画について、道徳の教科化で評価はどう行うのかについて伺います。

まず、この場からは、ごみの排出抑制の推進について伺います。

町では、平成 28 年度から平成 42 年度までの計画年度で一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ処理に取り組んでいますが、環境省・廃棄物対策課が発表した平成 28 年 9 月のごみ処理基本計画策定指針では、計画の策定、施策の実行、評価、見直しのサイクルにより、継続的に自らの計画の点検、評価、見直しを行う必要があるとし、年度ごとに、評価を踏まえて計画の見直しを行うことが適当であると述べています。

本町の計画の第 6 章では、ごみの発生・抑制のための方策として、行政における方策に(1)3R 活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発、(2)分別収集の徹底、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化、(3)グリーン購入の推進、地域循環圏の構築を掲げていますが、平成 28 年度と年度途中ではありますが平成 29 年度、これらの評価、見直しはどうであったのか。

事業系ごみの排出量は、平成 25 年のにしはりまクリーンセンターの供用開始以後も、生活系ごみに比べ減っていない状況です。事業系ごみの減量にどう取り組むのか。

平成 24 年 12 月議会の私の一般質問に町長は、次のように答弁しています、「人口減によるごみの減少が進んでおり、また資源化、リユースを進めていくことで可燃ごみは、当然減っていく、減らしていくという方向は堅持していく。施設を効率的に、長持ちできるように使っていく、今後その点に重点をおいて施設の運営を行っていききたい」このように述べております。可燃ごみの発生抑制はにしはりまクリーンセンターの効率的運営にどう結びつくのか。

町長の見解をお伺いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの最初のご質問でございます、ごみの排出抑制の推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町一般廃棄物処理基本計画はごみ処理基本計画策定指針に基づきまして、平成 28 年度から平成 42 年度までの 15 年間の計画期間として、おおむね 5 年ごとに見直すこととし、中間目標年度を平成 32 年度と平成 37 年度に定め、計画目標年度を平成 42 年度とする基本計画を策定をいたしております。このように、基本計画は、中長期の目標を示す計画でございます、これを実施するために、年度ごとに、ごみ処理実施計画を策定するように求められております。よって、毎年のごみ処理の実績はこの実施計画に反映しなければなりません。

金谷議員が冒頭に述べられました国のごみ処理基本計画策定指針における基本計画のあり方については、計画を策定後放置することなく、実行、評価、見直しについては、国の施策や加入する組合の処理方法等の諸条件に大きな変更等がある場合には、見直し予定年度にとらわれず適宜、迅速かつ柔軟に対応しなければならないというふうに理解をいたしております。

まず、1 点目の本町の計画 6 章では、ごみの発生・抑制のための方策として、行政における方策に、まず、(1)番目、3R 活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発。(2)つ目に、分別収集の徹底、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化。(3)点目に、グリーン購入の

推進、地域循環圏の構築を上げております。

平成 28 年度と年度途中ではありますが平成 29 年度これらの評価・見直しはどうであったかについてでございますが、(1)項目につきましては、平成 26 年・平成 27 年度の環境省モデル事業に採択されまして、使用済み小型家電の回収を開始し、平成 27 年度後期には、近畿でも初めての取り組みとして、集落への収集を開始をいたしました。平成 28 年度からは回収可能品目を拡大して、扇風機や石油ストーブなども対象品目といたしております。従来、粗大ごみやもえないごみとして有料回収であったものが無料化となったこと、役場本庁・支所及び佐用クリーンセンターにおいて、常設の回収ボックスを設置することによる利便性の向上が図られ、町民の皆さんの利用も増え、平成 28 年度実績といたしまして 10 トンの回収を行いました。また、社会福祉協議会と連携して高年クラブ生きがいつくり講座において、本回収制度や分別に関する講演を 9 回実施いたしております。

(2)項目目につきましては、回収した小型家電を品目ごとに分別して処理施設へ搬入することにより、費用削減及び買取価格の向上を図りました。

また、(3)項目目につきましては、同じにしはりまクリーンセンターへ搬入をしておりますが、宍粟市からの依頼により、佐用町で実施をしておりますコンテナによる資源回収の状況を宍粟市環境保全協議会の市民代表の方の視察を受け入れ、同市においては、今後、同様の荷姿での搬入に向けての情報交換を行っております。また、グリーン購入および環境配慮契約に関しましては、もう既に、従前より大量に使用しますコピー用紙等は再生紙を使うなど取り組みを行っておりますし、今後さらに総務課等においても研究を進めてまいりたいと思っております。

平成 28 年度の処理量等は集計中で、集計後に県へ実績報告を行います。

実施計画の評価および見直しについては、この結果に基づき翌年度からの実施計画へ反映させることとなりますが、収集日程・収集カレンダーにつきましては、現況を次年度から反映させるよう努めてまいります。

また評価の見直しにつきましては、現在は課内で行うのみでございますが、今後は広く意見を募ることができるよう方法なども検討をしてまいりたいと思っております。

次に、2 点目の事業系ごみの排出量は、平成 25 年度にしはりまクリーンセンターの供用開始以後も、生活系に比べ減っていない状況で、事業系ごみの減量にどう取り組むのかというご質問でございますが、廃棄物には産業廃棄物と一般廃棄物がございます、便宜上家庭から発生する家庭系一般廃棄物、また、事業によるものを事業系一般廃棄物と呼ばれております。事業系一般廃棄物の例といたしましては、学校・保育園や病院の給食による調理くず、商店で売れ残った食品、事務所で不要になった書類などの紙くずなどが挙げられます。

その 1 つの取り組みといたしまして、平成 28 年度播磨科学公園都市圏域定住促自立圏事業において「食べ残しゼロ&生ごみ減量プロジェクト」といたしまして「食べきり運動協力店」を募集して、町内 2 店舗にも参加をいただいております。また、各事業所におかれましても、事業系一般廃棄物である廃棄食品の自主回収ルートを確立して、動物飼料等への有効活用への取り組みもあり、スーパー等では段ボール、紙類のリサイクルのほか、各家庭から排出される家庭系一般廃棄物である発砲スチロール製品の回収再製品化にも取り組みをされております。このような取り組みの事業量としての具体的数値は把握ができていないところでありまして、にしはりまクリーンセンターでの事業系一般廃棄物の処理でございますが、従来計量分類として市町収集、許可業者、登録した事業者、それ以外、で計量集計がされておりました、事業所から直接搬入と家庭から直接搬入が同じ分類で集計して、事業系一般廃棄物の数量把握が、これまで困難となっておりましたので、申し入れによりまして平成 29 年度からの計量区分に登録外の事業所を加えて、事業系一般廃棄

物の集計が可能となるように変更されております。事業系の廃棄物につきましては、今後発生量及び処理ルート of 把握に努めまして、また、組合構成市町と連携を図って、適正処理と発生量抑制に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、3点目の平成24年12月議会の金谷議員からの一般質問で私が答えました、人口減によるごみの減少が進んでおり、また資源化、リユースを進めていくことで可燃ごみは、当然減っていく、減らしていくという方向を堅持して施設の効率的に、また、長持ちできるように使っていく、今後その点に重点をおいて施設の運営を行っていきたいというお答えしたことについてでございますが、こういうことで可燃ごみの発生抑制はにしはりまクリーンセンターの効率的運営にどう結びつくかということの質問でございますが、お答えをしましたように、当然、ごみの減量が進めば、焼却施設等の負担が非常に軽減をされ、それだけ施設が長持ちする、長寿命化が図れるということに尽きるというふうに思います。

現在もにしはりまクリーンセンターでは、効率的な運営に努めているわけですが、2つの焼却炉で1日最大89トンの焼却が可能です。89トンというのは最大値でございますが、これを24時間365日この最大量で稼働することは、当然、できませんし、焼却炉の運転におきまして炉内が非常に高温に焼却中さらされておるために、炉の稼働時間や稼働量に合わせての耐火物の補修とかメンテナンス、これが当然必要となります。ごみの処理量が多く、常時2炉の稼働が連続するようであれば、メンテナンスにかかる時間も少なくなりますし、不測の事態が生じた場合は、場合によっては搬入制限や他市町への応援を求めるような事態が発生することにもつながります。焼却するごみの量が少なければ、炉に対する負担も、当然、減らすことができますし、余裕を持ったメンテナンスを行うことが可能となりまして、また、不測の事態が生じた場合も自力復旧も可能と考えられます。

家庭ごみにおきましては、平成24年度以前までは、ペットボトルは燃えるごみとして取り扱っておりましたが、にしはりクリーンセンターの稼働に合わせて、キャップとラベルを外して、資源コンテナ回収に出すようになっております。また、平成25年度からペットボトル、缶と瓶3種類につきましては、夏場の収集回数を増やす対応もいたしております。このペットボトルやプラスチック製容器包装は、燃やせば高温になりやすく、炉に与える影響も大きいものでありますが、現在は容器リサイクル協会を通じて、多くは原料として再生をされております。ペットボトルについては不適物の混入も少なく、選別作業もスムーズに行われて、出荷できる荷姿で梱包をされている状況であります。

今後は特にプラ製容器について、容器リサイクル協会での品目の拡大も検討をされておりますので、にしはりま環境事務組合、構成市町と連携をして、組合負担が少なく済む選別や出荷方法などの検討を進めております。

そうした、取り組みの中で、新しいにしはりまクリーンセンター施設の効率的な、また、長寿命化、そういう面での取り組みを目指したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） ごみの減量化する上で、1つ1つ減らしていくこと大切なんですけれども、廃棄物、町の基本計画の中で、平成26年度までに分析しているごみの組成分析がありますけれども、その中で一番多いのが紙布類が46.6パーセント。それからプラスチ

ック類が 30.3 パーセント。これが大きな、もう 7 割か 8 割占めているわけですが、この部分を減らしていくことが、可燃ごみの減量化につながっていくと思うのですけれども、具体的にこの部分で減量化は、どういうふうに取り組まれたのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは以前から、古紙、紙を資源化をして、これリサイクルしていくという、こういうことで、これはにしはりまクリーンセンター建設以前、各構成町においても、かなり古紙の回収ということ、これは、例えば、学校 PTA、子ども会等の活動においても行って、そういう活動をされておりますし、また、役場なんかにおいても、たくさん、こうした使用した紙類が発生をします。それについては、全部基本的に集めて、製紙業者と契約をして、そちらのほうに引き取っていただいて換金化をしている。また、そういうリサイクルに努めているということです。

それから、にしはりまクリーンセンターにおきましても、そうした段ボールとか、そういう物は資源化ごみとして無料引き取りをして再生、それを、きちっと整理をして、そうした回収業者に売却をしている。これは、紙だけではなくて、資源化できる物全て、何品目かにわけて、その時々、その時、時によって非常に単価がかなり違うんですけれども、年に 2 回の入札を行って、その売却をして、かなりのこれも収益も上げております。

そうした資源化をして、することによって、焼却をする部分というのを、かなり減らしているということで、炉にかける負担、こういうものの軽減を図っているということでございます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） にしはりまクリーンセンター、環境事務組合は、平成 25 年から始まって、それを踏まえて、実績の上で、平成 25 年、平成 26 年で、そういうふうな、今、私が言いましたようなことなのですね。

ですから、町長が言われるように、段ボールや古新聞や雑誌やの言うのは、もう分別した上で、この数字、先ほど言いました紙布類については平成 26 年度で 46.6 パーセントということですから、先ほど、古紙類について販売して資源ごみとして収入というのが、にしはりま環境事務組合の決算でも合計で 650 万円、これがあって、この資源ごみ出して収入があるということで、その可燃ごみを減らしていくということ、それはそうなっているんですけれども、そういうふうな分別を平成 25 年に始めてやった上で、その割合が高いんですね。ですからこれ、分別しにくいやつ。紙類だと思うのですね。

新聞雑誌出したら、すぐもう新聞紙としてくくってすぐ出せますから、出しにくい可燃ごみとして分類されている分を、どういうふうに変質化していくかということも、私、大切だと思うのですけれども、その点は、再度いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 全体に占める割合が、古紙がとか布なんか 40 パーセントとかね、これは、ごみの皆さん生活の中で排出されるごみの割合が高いということで、その中で全体、再生できるものを再生して、全体の量として、割合じゃなくて量として、絶対量として減らしていくということで取り組んでいるわけですから…。

ただ、なかなか、今、包装紙にしても、いろんな食品を包んでいるなり、いろんな品物を包んでいる紙とか、そういう物も分別ができにくい、細かい物がたくさん多いんですよ。だから、そういう物は、きちっと手作業で分別して全てを再生することが非常にこれは作業的にも非常に難しい、そういうことが一方にはあるので、そのために、にしはりま環境事務組合としては、それはそれで焼却をして、焼却をしたところから、今度は、エネルギーとして回収をするという循環型社会拠点施設という名前というのは、そういう意味で、発電施設を建設を併設しているわけです。

ですから、プラスチックなんかでも、ペットボトルのような、きれいに使って再生できるものはいいんですけれども、食品の入っていたような、いっぱい油のついたような物というのは、これはなかなか、これはもう、それを洗ったり洗浄、きれいにすることだけでも、ある意味では余分のエネルギーが要りますし、手間がたくさんかかります。

そういう物は、きちっとこれは焼却もして、それによって、今度出てくるエネルギーを電力として回収をしていくという、こういう中で運営をしておりますので、今、17 品目、18 品目かけて分別収集、これは、まずは住民の皆さんがごみを出す時に、それが資源として使えるような形までして出していただいたものは、きちっとそれを資源としてできる。

ただ、それができていない可燃ごみとして袋にいっぱい入ったものを開けて、一々全部それを、また、分類するわけにはいきませんので、それは、その焼却をしていくという形にしています。

だから、そういう中で、かなり資源化、そういう取り組みの中で、ごみ量としては、当初計画していたごみ量よりかは減ってきています。若干、今でも、毎年、減量化して減量になっておりますね。

だから、計画から見ても、だいたい炉の稼働率 90 パーセント前後で稼働をしているという、非常に安定した一番いい状態の中で運営してできているというのが、今のにしはりまクリーンセンターの状況ではないかなと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） そういうふうになると、全体として、20 パーセントのごみの排出抑制も含めてですけど、全体にすると 20 パーセントの削減ということが目標なんですけれども、その中で、そしたら、可燃ごみについては、これ割合としては、こんなもんだらうという見解でしょうかね。紙布については、もうきちっと分別できるものはしているというふうな状況という認識でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） もっと手間かけて努力すれば分類できる部分は幾らか、当然、絶対

ないとは言えないと思うのですけれども、かなりそうした各構成町の中でも、そうした分別をして出すということが定着してきておりますし、先ほど、宍粟市の取り組み、宍粟市等、かなりちょっと最初遅れていたんですけれども佐用方式で、ああしたコンテナを設置して、それぞれ古紙、それから布、そういう物も分別をして出す体制をつくるというような取り組みもしておりますので、生活の中でのごみの割合として、なかなか、この 20 パーセントを絶対量として減らしていくというのは、そういう容器の簡素化とか、いろんな取り組みがないと、それだけのごみの量を減らすということは難しいなと思いますし、それから、その種類としては、生活実態の中で出ているごみというのは、身の回り見ても、そういうごみの量が多いわけですから、その割合というのは、なかなか変えることはできないなど、そのへんが今の実態であり、今後も、そういうことで続くのではないかなという感じを、私は、現場に行って持っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） ごみの種類の中で減らせる。水分が炉に与える影響とって、水分があれば燃えにくいということもあるんですけれども、計画の中で分析しているのが、水分が 40.9 パーセント、可燃分が 51.5 パーセント、あと灰になる分があるのですけれども、半分、約 4 割ぐらいが水分、この水分を何が占めておるかと言ったら、やっぱり厨芥類、生ごみが多いと思うのですけれども、その中で、パーセントとしては、全体の構成、可燃物の割合としては 7.3 パーセント、少ないですけども、その中で、少ない中で、水分が約半分ぐらいを占めておることですから、多くのほかに水分を含むとしたら、不燃物類の中にあるか、木や竹の中にも、ある程度水分があるかということで、一番多いのは、やっぱり厨芥類が多いと。その少ない、7.3 パーセントの厨芥類が、40 パーセントの水分を占めるということですから、その水分を少なくしていくことは、私、大切や思うんです。ですから、厨芥類を割合としては少ないですけども、この厨芥類を少なくしていくことが、先ほど、町長も言われた炉の延命化にも資すると思うのですけれども、厨芥類の減量化には、どういうふうに取り組まれますか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そのへん非常に難しいというのか、逆なところがあるのですね。

可燃物、よく燃えるものばかりを燃やすと、炉の温度が非常に上がりすぎて、炉の中の耐火煉瓦等を、すぐ傷めていくのですね。ですから、炉には、あまり温度が上がると逆に水分、水をかけて温度を下げるというような、そういう操作もしなきゃいけない。そうした生ごみというのは、確かに、一番、当然、燃えにくいし、水分がほとんどです。その生ごみの量が、非常に割合が多いくて、たくさんになってしまいますと、今度は、実際燃えない。それを燃やすために、今度は、ほかのエネルギーを加えなきゃいけないとか、例えば、油をかけなきゃいけないとか、そういうことも起きてくるわけなんですけれども、現在の西播磨の今の状況を見ますと、そうした、一方では、プラスチックや可燃のそういうごみが非常に多い。その中に占めた生ごみ、そういうものをうまく混合させて、それで焼却しておりますので、それでも、まだ、季節によって、これはかなり違って、夏場なんか

には余計、スイカの皮とか、果物のいろんな物もたくさん入ってきますし、そういう物が多くなります。その時と冬場というような季節によっても種類の比率がいろいろと違ってくるので、そのへんを、これ今、委託している専門管理業者のほうで、1つの長年のデータとか、そのごみの状況を見ながら、一番適切に効率よく燃えるように運転を、今、してくれていると。

4年目に入って、非常に安定を。まあ、5年目ですからね、もう4年目たちました。5年目になって、そのへんは、特にそちらのほうの管理している業者からも、そういう生ごみが多すぎて、この焼却がしにくいとか、そういう話は全然聞いておりません。かえって、温度が逆に上がりすぎるといふ点、その点を非常に気をつけているということも、逆に聞いておりますのでね。

ただ、ごみの量としては、当然、そうした厨芥、そうした生ごみという物を減らしていくということは、ある意味では、ごみの全体の量を減らしていくことになりますので、それは、それで必要だと思います。

そういう意味では、町としては、これまでも各畑があったり、田んぼがある農家なんかについては、コンポスト、生ごみを自分とこのコンポストで発酵させて、腐らせて肥料として使うとか、そういう取り組みも、これも当然、続けていく必要が、私もあると思っておりますし、私の家なんか土地がないですけれども、そこに置いて、もう生ごみは、ほとんど出しません。そこで、コンポストで全部処理していますけれども、そういう取り組み。

それから、給食センターとか、そういうところについても生ごみをできるだけ水を切って出すように、その量を減らすように。

それから1番ですけれども、残飯ですね、食べ残しのないよというところで、佐用町の場合、給食センターの話をお聞きすると、ほとんど食べ残しが少ないよという状況でやってくれておりますし、病院とか、そういうところは、かなりあるのではないかと思うのですけれども、そういう施設での生ごみ、その物の処理というのは、設備をかければいろんなことができると思うのですけれども、そういう努力を一方でしながら、現況としては、その処理をするのに当たって、特別、今、問題になっている点はないというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） にしはりまクリーンセンターで、日量89トンの処理量、最大値ですけれども、今現在、平成28年度で日量の処理量は、どのくらいでしょうか。その中で、佐用町は、どのくらいの占めているのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 先ほどの平成28年度での焼却炉の実績ということでございますけれども、先ほど言われましたように、2炉で89トンというのが最大となっております。

そのごみの焼却におきましては、搬入量、あるいはまた、年間の計画等によって、1炉運転、2炉運転等でしている場合がございます、1炉の場合ですと39トンから40トン、

そして2炉ですと、同じく40トン、40トンということで、80トンを1日の最大の目標として現在、実績としては焼却をしておるところでございます。

議長（岡本安夫君） 佐用町の割合。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 先ほど言われました佐用町の方ですけれども、佐用町についての分というのは、ごみの搬入量については、ちょっと今のところ把握はしておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 最大で、1炉使う場合ですけど、実績として、それで、だいたいほんなら、これでしたら89、7割ぐらい、7割か8割、その間でずっと日量は推移しているということいいんですか。

ということで、具体的な数字が、89トンに対して、何ぼ処理しておるのかいうことを聞いたかったんですけどね。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） だいたい、ごみの搬入量、計画の89トンで計算すると、だいたい今、にしはりま環境事務組合、去年の実績で89パーセントぐらいの稼働率になっていると思います。

だから、若干、可燃ごみ等の量は減っている状況になっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 最大で、今の段階でこうですから、計画の中でも人口が平成42年には佐用町は1万3,700人という計画ですから、人口が減っていくのにつれて、さらに、それから減量化も進めていく中で、可燃ごみの処理量は、ずっと減っていくと思うのですが、大分余裕がある。

町長の先ほどの答弁では、余裕がある中で1炉を休ませてとかいうことで、補修が延びると、その点でいうことなんですけれども、この施設の運営については15年間、平成25年から平成40年まで15年間、日立造船のほうに運営委託、長期間の委託ということですけども、その15年間で委託料が決まっている中で、ごみが減って運転しやすくなったとはいいいませんが、そういうふうなんについて、委託料全然変わらんというふうな契約ですから、そういうふうな、途中で見直し、運転の状況も見て、その委託料の見直しな

んかも考えられるのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 基本的には、15年間の包括運営ということで、委託を最初に契約をしております。

ただ、その中には、その中に入っている物と入っていない物があります。

というのは、メンテの上でも大きな部品を取りかえたり、通常の細かい物は全部入っているのですが、そういうプラントの中で、そうした部品交換とか、そういう物については、その都度出てくるわけですね。

だから、そういう面で、当然、軽減が図っていけるということになります。

元々、この89トンというのは、当初の計画から、かなりの規模を少なくして、小さくして計算してきたわけですが、実際やってみて、これ今現在は、いっぱいいっぱい使うというのでは、先ほど言いましたように能力的にはあっても、ある程度の当然、そうした安定した運営、稼働を長期的にしていこうとすれば、若干の余裕を持った中で稼働させていくというのが一番なので、今は、そうは言っても能力の半分しか使っていないとか、そういうことではありません。9割前後を使っているということは、一番いい状態ではないかと思うのですけれども。

ただ、先ほど、金谷議員が言われますように、これから人口も減っていきます。ただ、人口が減ったから、ごみ量のごつつう減るかということになると、これは、これからの生活、いろんな面での国の規制も、いろいろと考えていかなきゃいけないと思うのですけれども、ますます1人当たりの物の消費とか、また、それによって排出されるごみの、今は、非常に過剰な包装だというふうに言われますけれども、そういうものが、今まであって、これまでの人口減よりかは排出していくごみの量のほうが、まあまあ多くなっておりまして、それほど変わらずにきているというのが現状ではないかなというふうに感じるのですけれども、これからは、社会として、どういう取り組みがされるかによって、この施設においても、かなり影響は出てくるだろうと思います。

ただ、包括で委託している契約については、これはやはり契約でありまして、基本的には15年間というものは、一応、堅持されるということでありまして。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） にしはりまクリーンセンターの環境事務組合ですけど、町の負担金があって、負担金のごみの排出量によって按分されるということもありますから、その全体で委託料が大きな比重を占めるのですけれども、15年間で72億円ですから、平成28年度の決算でも5億2,000万円余りの委託料がかかっているのですね。

ですから、その委託料は変らずということになれば、ある程度、負担金の割合、按分する分母はあまり変わらないということになってくるかなと。

今までは、修理とか、その経費についてはかからなくなるでしょうけれども、丁寧に使っていけばね。そやけど、大きな、この72億円というのは変らない中で、ごみの減量化に取り組んで佐用町の負担金も、さほど私、その構成町の中で、それぞれの負担額が変わる

だけであって、分母はあまり変わらないような気がするのですけれども、その点は、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） それは、最初に長期のをすることによって、全体で経費の削減を図っていくという考え方で取り組んでおりますから、当然これは、そんなに大きく分母が変わるものではないと思います。

ただ、もう1つは15年ということになってはいますが、私は、この一番は、15年でこの施設を廃炉にするとか、また、新しくつくるといふこと、こういうことは、当然、考えていないし、これではだめだと思うのです。いかに15年間じゃなくって、もっとこれを30年、40年、やっぱりこの施設を長寿命化していくという、新しい施設をつくるのが、一番大きな費用負担にかかってくるわけですから、安全にきちっと、この施設が安定して稼働していけば、私は、これは施設として30年、40年という長寿命化が図れるというふうに、私は思っております。

そこを、やっぱり考えて、今からずっと、1年1年、ずっと毎日きちっとした運営をしていくという。

だから、施設の部品等、当然、5年で取りかえなきゃいけない物、10年で取りかえなきゃいけない物、そういう物、いろんな物あります。それのところは、きちっとメンテをして、施設そのものの全体が寿命が早く来ないように、もっと長く使えるようにしていく。これはやっぱり、当然この施設というのは、この地域で人口が減ったとしても、誰も生活する上で絶対に欠かすことのできない施設ですから、そういうことを、やっぱり一番の念頭に置いて運営に当たらなきゃいけないというふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） ここで聞きたいのは、委託料を途中で見直すことができるかということなんです。

事業期間を決めているのですけれども、その中で、運営機関の延長を行う場合にはという条件つきですけれども、延長を行う場合には十分な協議期間を持って、組合と事業者、事業者というのは日立造船のことですけれども、組合と事業者は委託期間の延長期間、それから業務内容、委託費及び事業契約の見直しについて協議を行うと、延長を行う場合ですけれども条件が変われば、その中で、先ほど、一番初めに町長が言われたように計画の中にしはりまクリーンセンターに委託する業務というのは、町の廃棄物の計画の中でも大きな比重を占めるわけですから、その中で見直しを、私は、その業務内容についても委託費についても、これはごみの量が減ったり、運転の管理のあり方が変わってくるのであれば、委託料、事業内容についても協議できるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君）　　もう既に、はやもう5年たつわけです。15年というのは本当にすぐ来ます。はや3分の1終わるわけですから。ですから、当然それを、どう延長していくか。この施設は、引き続いて実際運営していかなきゃいけない。それは、事前に現在の運営状況を、きちっと分析しながら、次へ向けた運営を、じゃあまた長期にするのか。単年度にするのか、どこにするのか、こういうことを、その段階で、もう考えなきゃいけない。

それはもう、はや5年後ぐらいには、いろいろと考えていかなきゃいけない時期が、もう来ると思うのですね。

そこの中で、当然、先ほど言われたような、いろんな条件が変化がある中で、その部分で削減できるところは削減していかなきゃいけない。

ただ、施設として、例えば、ごみ量が1割、2割減った、3割減ったと言っても、その施設の運営、稼働させるに当たっての、今いる、その運転、実際にしているオペレーターと、これは4交代、24時間、こういう状態で配置しておりますので、そのへんのところというのは、基本的なところは変えることができないわけですね。

だから、これを24時間しないとか、そのごみ量が減ったから、例えば、1炉だけでやりますとか、1炉だけでも24時間すれば、実際に24時間要るんですけども、以前のように、夜間は止めるとかというような方式に変えられるのだったら、また、そこで管理者、オペレーターの人数も減らすとか、そういうこともできると、変わると思います。

ただ、そのへんは、本当に今後の施設そのものがごみ量が減ったからって、即、そういう人件費とか人の配置に大きく変わるということは、私は、あまり今のところは難しいなという感じは持ちますけどね、ただ、それは今の段階の話で、必ずすぐ来ますから、あと5年後ぐらいには、次へ向けての研究をきちっとしていかなきゃいけない。分析をしていかなきゃいけない。その時に、そうした問題も分析をすべきだと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）　　はい、金谷議員。

8番（金谷英志君）　　15年の委託ですから、その間は、見直さないという答弁だと思うのですけれども、その中で、日立造船の委託したということについて、それほど難しい、私、素人ですから、何とも言えないんですけれども、それほど難しい運転かなと思うのです。その委託の中で、運転教育いうものがあります。

事業所が作成した運転教育計画いうのがあらしいんですけれども、それに基づいて運転教育をするというふうになってはいますが、日立造船については、つくったんも日立造船ですから、どういうふうな運転していくかいうのも、それはよくわかっていると思うのですけれども、以前でしたら、ガス化熔融炉の話が出た時には、なかなか運転が難しいいうところも、技術的に難しいいうところもあったんですけど、ストーカ炉ですから、だから、その運転の技術もさほど要らないいうふうなことも思うんですけども、これは初めに、委託する時にそういうふうなことも議論されたかと思うんですけども、運転をさほど難しくないうちでつくった日立造船にそのまま渡したというのは、それはつくった会社が、そのまま運営したら一番わかりやすいということもあるんでしょうけれども、そういうふうな、先ほど、減量化も踏まえた中で、町民の方に、これだけ減量化しましょうということの中で、何か実のあるものとしては、負担金が少なくなるということは、私たち、これだけ分別に協力して、リサイクルもしてということの活動を行っていく上で、一番ほんなら、そしたら啓発するだけではなしに、具体的な、実のあるものとしては、負担金の削減というか、それが

一番大きいな動機づけにはなるのではないかと思うのですけれども、その点は、町民的な啓発の仕方目標を据える上で、こういうふうな負担金が減りますというような、そういうふうなところについて、啓発していったらどうかと、私、思うのですけれども、町長、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この話をしていると、どれだけ時間があっても足りないような感じがするのですけれども、最初に委託、長期にするか、いろいろと議論をしました。一番経費も少ない安い方法がないか、これはいろいろと研究をして長期包括委託をすることが一番安定して経費節減にもなるだろうと、これも入札を、当然しております。

現在、最終的に建設した日立造船、そして日立環境サービスというのが落札しておりますけれども、これも他のそうした運転だけをしているような会社も参入をして、入札した結果、かなり安く落札しました。そこで、やっぱりかなりの節減を図れているのですよね。

あと、このにしはりま環境をつくって、こうした分別を町民の皆さんにお願いしているというのは、炉のそうした運営を安定して、できるだけ長寿命化することと同時に、そうした町民の皆さんも資源として出していただいたら、それは無料というのか、有価物は全部無料で引き取るわけですね。それをごみとして出されたら、みんなごみ袋で費用がかかるわけですね。その部分では、皆さんにも還元をしているというふうには思っております。

それから、ごみの先ほど、総額で大きく変わらなければ、分母は変わらないんだということですが、やっぱり佐用町は、最初の時に言いましたけども、かなりやっぱり他町と比べて、そうした分別でごみの減量を図れました。それで、町の負担金ですね、ごみの搬出量によって施設の分担金を前年度の排出量によって決めておりますからね、それでは、その中での割合は、かなり町としては削減ができた。これは皆さんにも協力いただいた結果であるということで、お話をさせていただいたところです。

それが、どこともみんな、どの市町も構成町がみんな努力していけば、結局は同じで、みんなでやっておる施設ですから、佐用町だけが、そんなにどんどんと安くなるわけではないわけですが、

そういうことで、後は、私は、こういう形を進めることによって、将来、次の時代、世代において、非常に大きな効果が出てくるだろうと。

ということは、今言いましたように、15年というのは、ただ単に最初の設定した年数であって、これから本当にこの施設として、建物としては、私は、30年、40年たっても十分使えるわけですから、これをすることによって、その時代、次の時代も、ちゃんとこの施設がきちっと稼働することによって、皆さんに負担も軽減ができるわけですから、大きな軽減ができるわけですから。町民の負担軽減がですね。

そういうことでの効果というものが大きくあらわれるだろうというふうに思っています。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） ごみの減量化については、そういうふうな町民の方が減量化にやっ

ていこうとしての動機づけするような、はっきりしたどう言うか、目標、こういうふうになれば、こういうふうな実際的な恩恵があると、そういうふうなことも、私、必要かなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

三日月・乃井野陣屋周辺の整備計画についてですけれども、平成 25 年 3 月議会の私の町の振興に資する三日月・乃井野陣屋館の整備計画が必要との質問に、町長は次のように答弁されています。

三日月藩乃井野陣屋は町指定の史跡であり、文化財を後世へ良好な状態で残していくという責務がありますので、史跡整備には整備委員会、文化財保護審議会等の審議が必要であり、文化財的価値を高めるような整備が求められています。周辺には味わいの里三日月やもくもく村、三方里山公園、八幡神社などの史跡や施設もある。これらの施設と合わせて、三日月地域を訪れる方々に学習の場、また、観光の場として提供する施設としたいと考えていると答われています。

今年度には、陣屋表御門が移築される計画です。先ほどの答弁を踏まえて、改めて三日月・乃井野陣屋周辺の整備計画を立てるべきではないか。町長の見解を伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） はい、それでは続きまして、金谷議員からのご質問、2 点目の三日月・乃井野陣屋周辺の整備計画を立てるべきではないかのご質問についてお答えいたします。

まず、昨年来、取り組んでまいりました三日月藩乃井野陣屋表門移築復原事業につきましては、この 8 月 25 日に工事入札に付しまして、解体・調査・移築・復原・保存工事に着手をしたところでございます。

表門を復原することで、三日月藩乃井野陣屋館を含めた歴史的建築物の魅力が高まり、地域づくりの資源として、積極的な活用が期待できるものと考えております。

一方、町では、利神城跡等の国史跡指定を契機に、利神城跡等のみならず、町の歴史資源、文化資源を磨き、未来に伝承する全町的な取り組みを目指したいと考えております。

その計画が、先日 8 月 23 日の全員協議会でご報告いたしました佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトでございます。

このプロジェクトは、利神城跡、上月城跡、三日月の町並みなど、多くの歴史資源を住民の皆さんと共有する遺産・資産として、守る、学ぶ、活かす、磨くの 4 つのアプローチで、住民の皆さんと一緒に今後まちづくり、地域振興に活用する取り組みでございます。

このプロジェクトでは、学校教育、社会教育の各場面で、地域の誇りである歴史資源を学びの場として活用する生涯学習活動。また、人を呼び込み、にぎわいと経済効果を生み出す観光振興と、歴史的町並みにおける景観形成の取り組み、上月城・高倉山城、三日月陣屋など町の歴史資源と皆田和紙、南光子ども歌舞伎をはじめとする有形・無形の文化資源を磨く取り組みなどを具体化・具現化してまいりたいと考えているところでございます。

当然、三日月・乃井野陣屋周辺地域の活用につきましても、このプロジェクトの事業の一環として位置づけております。

ご承知のとおり、三日月・乃井野陣屋周辺の整備につきましては、合併前の平成 16 年に三日月藩乃井野陣屋跡整備基本構想が策定をされておりますが、今後、その基本構想を

踏まえて、できるところから当然、取り組んでまいりたいというふうに考えているところ
であります。

なお、この構想では、整備・保存、第1節の現状と課題、陣屋町の課題に記載されてお
りますとおり、陣屋町は現在住宅地であり、住民の皆さんの生活の場となっている。した
がって、陣屋の修景には、前提として住民ぐるみの検討が必要であるとありまして、まず、
陣屋町の整備・保存に対する地域での住民合意と、その合意に基づく地域全体での取り組
みが最も重要であると、従来から申し上げているところでございます。

このたびの表門移築復原事業に伴いまして、その管理及び地域づくりへの活用等につ
きましては、本年3月に、陣屋館表門の保存・管理、有効活用を地元として積極的に町関係
部局と協力して推進していく旨の決意が示されておりますので、推進組織である三日月藩
陣屋保存整備委員会と三日月地域づくり協議会を中心に、まずは、復原後の表門並びに既
存の陣屋館の管理と活用に積極的にかかわっていただくことで、学びの場、観光の場とし
ての役割が提供できるのではないかとこのように思っております。

今後、乃井野陣屋周辺への展開につきましても、これまで以上に地域全体での理解と取
り組みが必要でございます。町といたしましても、住民の皆さんと連携・協議しながら推
進してまいりたいと考えるところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 町長言われたように、その未来伝承プロジェクトの中に、その計画
の中に位置づけているということです。この表御門の移築についても、その全体計画の中
で、私は、当初から計画されていれば、どういうふうな、位置についてもどこにするか。
それを、どう生かしていくか、とりあえずつくって観光資源として増やす。教育として生
かすということではなしに、このプロジェクトに含まれている、上げられている以上は、具
体的な町全体で多岐にわたる事業を上げられていますけれども、優先順位をつくるという
わけでないですけど、できるものから具体的なスケジュールを計画していくことは、私は、
大事じゃないかと思うのですけれども、その中で、先ほど、町長言われたように、地元と
の合意も図りながら、地元と協議しながらということも含めて、町としても具体的な整備
計画を立てるべきではないか、今年度において立てるべきではないかなと思うのですけれ
ども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 三日月の陣屋門がああして復元されてから、もう相当の年数がたち
ます。実際、今回の表門につきましても、当初の計画の中には何もそういう移転なんか入
っていなかったことです。これは、そうした、ほかの事情の中で、たまたま表門が寄附い
ただけというような中で、じゃあこれを、どう活用していくのかと。これは、地域でも
話し合いをしていただいたところです。それは、基本的には、その陣屋の、この前の基本
構想というものが前提にあった中で、皆さんに位置をどうするか。

そういう中で、ただ、建物としての保存をするだけではなくて、元あったところ、近

くに移築をして考えたいと、こういう動きが、1つ考え方があって、現在の場所、あそこ堀もあって、その昔の表門の堀があったそうですけれども、その発掘調査等も行った上で、できるだけ、そうした昔の位置に復元をしていくということが決まって、今、事業を行っているということでもあります。

そうした動きの中で、今日もちょっと、議長の御挨拶にありましたように、武家屋敷マルシェということで、昨年から地域の皆さんの一部の方の発案も含めて、去年始まって、今年は、地域づくり協議会、三日月全体として、その取り組みにやっぴいこうという活動が始まっております。

私はやっぱり、その整備計画をつくれということ、今、先に、金谷議員言われますけれども、整備計画と言っても、先ほど申しましたように、この地域、じゃあ何も白紙の中で、昔あったような絵を、ここに描いて、こうつくりますなんて、そんなできないことをつくっても、それは計画には、なかなかないと思います。ただ、絵にすぎないと思います。

だから、現在、そのできること、可能なことの中で、どう今ある物を保存し、また、それを活用していくか。こういうことを、やっぱり考えていかなきゃいけない。

特に、陣屋の町の形というのは、もう既に、たくさんほとんどのところが畑とか田んぼになってしまったり、それから家に、ずっと続いているところにおいても、既に建てかえがあり、住宅として使われているところですから、そこを昔の形に、武家屋敷に戻すということは、なかなか、これも現実、できることではないと思います。

だから、今ある中でどうするかということも考えていきたい。特に、今回は、表門がこうして150年なら150年ぶりに、そこに戻されるわけです。

この表門と、それにつながる陣屋の陣屋門、これもあましてつられて以来、ほとんど何も活用ができていないというのが現実だと思うのですよね。

だから、地域としてもやはり、この活用、保存についても、これだけの地域の誇りでもあると同時に、やっぱり地域の責任であると考えて、皆さんにも、やっぱりそのまずは、管理とか活用について一緒に取り組んでいただかないと、次の計画といいますか、次の段階への整備ということにはつながっていかない。それをつなげるためには、逆に今回の事業、表門ですね、これまでの陣屋門等も含めて、これから活用を図っていく。保存をしていくという、この中に地域の人がどれだけかかわっていただくかということにかかってくるのではないかなという、一部は、そういうふうな感じも私はしております。以上です。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 周辺の中にも、郭内全部を含めてということもありますでしょうけれども、それ全体は見渡すいうか見なあきませんので、郭内を全体見ないけないと思うのですけれども、とりあえずは、長屋門の裏側、今、田んぼで石垣ですけど、教育委員会の倉庫なんかもありますけど、そこをどうするのかで、表門の移築場所、それは今ある、町長言われるように、今ある門ですから、長屋門についても、表御門して、移築はあるものとして、それを利用するということはあるのでしょうか、それ具体的に、その中で、将来これを、どういうふうに位置づけていくのかいうことは、私は、今、計画が必要だと思うのですけれどもね。具体的に、旧三日月の時の構想なんかでは、御殿奥いうて、一番奥のほうに屋敷がありましたけれども、そこに能舞台なんかするとか、公園化するとか、そういう構想段階ですけども、そういうことも話が出たこともあります。

ですから、とりあえず公園化するのかとか、将来的に今あるものだけで終わってしまう

のかということがありますから、先ほど言いましたように、味わいの里もあるし、もくもくも三方里山もある。全体のその中で、これからの計画を立てていく上で、今、私は計画の整備が必要だと思うのですけれども、再度、町長いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長、ちょっと待ってください。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議がございませんので、このまま審議を続行します。

町長、答弁をお願いします。

町長（庵途典章君） 先ほど申しましたように、ここの構想については、旧町の時代につくられております。これも本当に構想段階で具体的な、ただ、こういうことしたらいいんじゃないかなという程度のあれで、その活用とか、また、その財源どうするとか、具体的なものがないのが現実ですけれども、しかしまあ、そういう前提があるということは踏まえて考えていかなきゃならないと思っておりますし、そういう中で、新たな、今度は、三日月の表門というようなことも1つの新しい材料として出て来たわけですから、ここらあたりの、まずは、これを復元をして、その後を、ただ、表門のあたりだけの、表門においても、ただ立てるだけじゃなくって、そのまた周辺どうするのかなという問題がありますからね、そういうことも状況見ながら、これは計画つくっていかないと。

例えば、利神城の跡についても、今年、そういう国の指定を受けたという中で、保存計画、活用計画というものの基本構想まとめていきますけれども、ただ、それにおいても、なかなか、そうした当時した建物なりまで含めて、先ほど言われるような御殿とか、利神城の跡にも下、御殿屋敷があって、御殿の跡というのはあるのですけれどもね、そこに、そういうものまで復元できるというのは、これは先の先の話になります。

ただ、今の段階で、そういう夢を持って絵を描くことが、ある意味では大事なのかもしれませんけれども、一方では、そういうこと以前に、まず、今、ある事業というものを、しっかりとやりながら、地域の皆さんにも、そういう取り組みに、こうして、今、参加していただく、基礎をつくっていただくということが、まず、基礎がないとできないんじゃないかなと思います。

そういう意味でも、今回のマルシェなんかで残っております武家屋敷、あの建物を非常に老朽化して、建物全部じゃないですけれども、どうするかと、もう緊急に考えなきゃいけないようなところもあるわけです。

まあまあ、そういう部分的なところから考えていくことが、一番大事ではないかなというふうに、私は思っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 町が立てられた、未来伝承プロジェクトの中に位置づけられていま

すから、そういう中で、整備についても推進していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

「道徳」の教科化で評価はどう行うかについて、伺います。

文部科学省は、小中学校の道徳を特別の教科とする学習指導要領の改訂を平成 27 年 3 月に行いました。小学校では平成 30 年度、中学校では 31 年度から実施されます。道徳の教科化は、これまでなかった検定教科書を使用して道徳を教え、かつ、これまで行ったことがなかった一人一人の子供の心や道徳を評価するもので、従来とは次元の違う形で、子供に官製道徳を押し付けるものです。神戸新聞 2016 年 8 月 1 日付社説では、「道徳教育・評価の必要性が見えない」と見出しで述べ、全国紙・地方紙の多くが道徳の教科化に懸念を示しています。

民主主義社会の道徳は、個人の尊厳と人権を互いに尊重することを基礎においたものです。そうした道徳は、上から「こうあるべきだ」と押し付けることはできません。自由な雰囲気のもと多様な価値観が認められる中で、さまざまなことを経験し学習することによって自主的判断で選び、形成していくものです。

道徳の教科という位置づけになれば、評価しなければならないが、客観的な評価をどう行うのか、教育長の見解をお伺いします。

議長（岡本安夫君） はい、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 道徳の教科化、評価をどう行うのかということについてのご質問にお答えいたします。

まず、初めに、道徳の教科化につきましては、全国的に見られる深刻ないじめ問題の本質的な解決や、家庭の教育力の低下等を背景に、平成 27 年 3 月、文部科学省から、小・中学校学習指導要領の一部改訂について告示され、小学校においては平成 30 年度、中学校では平成 31 年度から、道徳の時間を、「特別の教科 道徳」として位置づけて、多様で効果的な道徳教育の指導方法への改善、検定教科書の導入、一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価の充実等を行うことが定められております。

この改訂は、特定の価値観に基づいた結論へと導く道徳の授業、いわゆる価値の押しつけをするのでは、決してございません。充実した質の高い教科書を利用して、答えが 1 つではない課題を子供たちに投げかけ、子供たち自身が考え、議論する道徳へと転換することを目指しています。

もちろん、道徳教育は、これまでと同様、学校教育全体を通して行うものであり、道徳の時間はその要であるという考え方に変わりはありません。

本町におきましても、教育研究所を中心として、2 年間、夏季休業期間に専門的な講師を依頼し、道徳の授業改善、具体的な評価の仕方に係る研修を行うとともに、各学校においても積極的に授業研究に取り組んでいるところです。

また、道徳教育推進教員を中心に、県内各地に研修会にも積極的に参加しております。

評価につきましては、平成 28 年 7 月に、「国の道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告をもとに、基本的な考え方としては、児童生徒の側からみれば、自らの成長を実感し意欲の向上につなげていくものであり、教師の側からみれば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料とする。

評価にあたっては、数値による評価ではなく、記述式とする。個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。他の生徒と比較した評価ではなく、

児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価とする。

客観的な評価を行うためには、授業中の発言や会話、作文・感想文、道徳ノートなどを通じて、他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方、多面的・多角的な見方へと発展していく。道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めていくといった点に着目し、特に顕著と認められる具体的な状況を記述します。

また、評価は、調査書には記載せず、入学者選抜の合否判定には活用することはありません。

以上、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 文科省の今回の改訂された、指導要領の改訂された、その経緯について、その中で述べているのが、我が国の学校教育において、道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものとされてきた。先ほど、教育長言われたことですけれども、これまで、学校や児童の実態などに基づき道徳教育の重点目標を設定し、充実した指導を重ね確固たる成果を上げている学校もある一方、例えば、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること、他教科に比べて軽んじられていること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った軽視的な指導が行われている例があることなど、多くの課題が指摘されていると、こういうふう述べているのですけれども、教育長は、実際、現場におられて、こういうふうな歴史的に影響されて忌避しがちな影響があったのか。それから、他教科に比べて軽んじられているようなことがあるか。心情理解に偏った軽視的な指導が行われていた。こういう文科省では、こういうふうな経過があった。課題だとしているのですけれど、教育長は、実際、現場におられてどうでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） この文科省が佐用町のことを言っているわけでは、決してございません。全国的な評価として、そういうような形があるのではないかということです。

その点と、もう1つは、過去の道徳の中で、なかなか難しかったのが、最近のニュースにあってないところがあった。というのは、情報問題であるとか、それから、いじめについても、かなり厳しくなってきました。そういった面についても、さらに具体的にやりなさいよということで指示が出ていると、私は、このように考えておりますし、先ほどの金谷議員の質問にもありましたけれども、そういったことではなくって、全体的に道徳の時間だけではなくって全教科において、私はやってきたというように自負しております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 全教科において、各教科との関連、道徳の関連をどう捉えていくか

というのは、先ほど、文科省の指導要領の解説の中にもあるのですけれども、国語としては、思考力や想像力及び言語感覚を養うことは、道徳的な判断や心情を養う基本になる。

さらに国語を尊重する態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国の国と領土を愛することなどにつながる。国語では、そういうふうなことも配慮するという。

それから、社会科では、地域社会の生活及び、その発展に尽くした先人の働きなどについての理解を図り、省略して、それらを育んできた我が国と領土を愛する。こういうふうなこと。

それから、生活科では、生活における地元の身近な人々、社会及び自然と直接かかわる活動や体験を通じて自然に親しみ、言葉づかい、ふるまいなど、生活に必要な習慣を身につけ自立への基礎を養うことなど、生活科では、いずれ道徳教育と密接なかかわりを持つものである。

以下にも音楽科とか、家庭科、体育科、その理科についても関係しているんです。

今まで、こういうふうに来て、改めて普通のほかの教科の中で道徳教育も行われてきたわけですが、教科として、こういうふうなを行うというのは、どういう意味があるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） やはり、道徳の基本は、心、人間性、そのあたりの指導だと、私は捉えております。したがって、子供たちの成長過程においては、全教科においての子供の心情の高まり、成長が見られるというように捉えると、特に社会科で、今、金谷議員からありましたように郷土愛であったり、国を愛する心であったり、人を重んじることであったり敬う心であったり、そういったものは、国語であれば物語文の中からも、当然、湧き起ってくると思うんですね。それらは、国語という捉えだけではなくて、そういった心を養うことによって、道徳心も養われてくるというように捉えております。

ですから、絵を見て、絵を描いて、絵で、ああすばらしいなという心の安らぎ、こういったものも、これまでは道徳の一環として捉えてきたわけなのですが、ただ、いかんせん、今回の改訂の中で、一番文科省が言っている中では、それが評価の中にとりいう形で、きちっと生かされなかったから成果として見られないのではないかというようなことですので、今回は、その評価、子供の成長のみを記述的にやりなさいと。記述化であらわして、それにさらに重点を置いた形でやってくださいというように捉えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 評価については、先ほど、教育長が一番最初の答弁で答えられたように、5段階などの数値評価ではなく記述式とし、教師が子供がどう成長したかを記す。ほかの子供と比べる相対評価はしない。入試の可否判定に使う調査書に評価は書かない。まあ、教育長が答弁されたことですが、その中で、神戸新聞の記事ですけれども『授業中の会話や感想文、教材の登場人物を自分に置き換えて問題を理解する姿勢などを判断材料にする』と、判断材料ね。評価の判断材料です。

それから、『「国や郷土を愛する態度」といった学習内容の項目別ではなく、全体として評価する』そういうよう教育長、答弁されましたけれども、評価の難しさは、ここであらわれておるんじゃないですか。評価するには、総合的な評価。教科書に則った、どれぐらい理解しているか。道徳そのものを評価するのは、私、難しいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 仰せのとおり非常に難しいと、私も捉えております。

だからこそ、今、我々が研修進んでいる中で、一番今後、使われるであろうなというのは、ポートフォリオ評価だと、私は捉えておるのですけれどね。

要は、子供が最初にこう考えたことが、その道徳の時間等を通して、こういう高まりが出た。子供は、個人がこう考えたんだけど、ある子のA君やB君、C君のいろんな考えを聞いて、なるほどな、こういう考えが変わってきたというように、子供の心情が変化すれば、これは評価として高まりが出て来たと思うんです。いうふうに捉えておる。

そして、それを4月から、ずっと5月、6月、1学期なら1学期間の子供の心の変化を一面に捉えて、その中で、より顕著にあらわれたものを記述して、そして、評価していくこと。

それで、あくまでも評価は評価なんですけれども、本来的には、指導要領の改訂に伴って、指導要録そのものに評価が出てきますので、あゆみどうのこうのという面もあるんですけれども、今回については、指導要録にどのような形で評価していくかということについて答弁させてもらっておると、私は、思っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） その評価になじまない。教育長も難しいと言われる。難しいと思います。その中で、先生が教える。それから、教科書に基づいて、その道徳の教科書が、検定された教科書が使われますけれども、それを利用する中で、活用する中で、『子どもが教師の価値観に合った「答え」を探すようにならないか、との懸念が残る』と、先ほどの神戸新聞の記事。『子どもが素直に考えを表現するとは限らず、評価はやはりなじまない』、先ほど、最初の質問で言いましたように、評価はなじまない。なぜ、評価はなじまないか言うたら、子供が先生の意向を踏まえた上で、そういうふうな、率直に表現しないのではないか。そういう懸念があるということですからけれども、その懸念については、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 子供は、先生のために変えるという意味でしょうか。

子供の素直な気持ちを発表させ、そしてノートに書かせ、それを常にためておいて物事の変化を導いていくというように捉えておるんです。それは、評価1つ1つを5点、10点で評価することできませんし、今回は、それをあえて言っていないので、子供の伸びを標記して、子供にさらに意欲を持たせる方向でやってくださいよというような形で文科省のほうからおりてきているものですから、これをやめてほしいとか、できないからやめろとかいうことになったら、こちらの判断では、ちょっとできませんので、とにかく我々としたら、そのための研修を、これからも、今後も続けていくしかないな。その方法のいろいろな面が無作為の中で選んでいくしかないなということでは、今の答弁としてはできないと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） こういうふうに文科省のほうから、そういう要領の改訂なんかでもされて、それは、教育長に、これやめなんてことは、とても、それは文科省の方針として決まったことですから、それは教育委員会としては、それはやらなあかんというふうには思います。

その中で、教科化に対して臨むかということですが、北海道新聞が社説であげているんですけれども、『新たな教科書検定は、愛国心を養うことを盛り込んだ 2006 年改定の教育基本法に照らし、重大な欠陥がある場合は不合格にできるとの方針を掲げています。道徳で検定教科書が使われるようになれば、出版社や執筆者が愛国心を意識して編集作業に当たるようになるのは間違いない。国の意向をくむことで、国家への奉仕・献身を強要した戦前の「修身」へと近づいていく。こんな危惧を抱かざるを得ない』新聞報道、多くの一般紙なんかでも、こういうふうな教科化については危惧がなされています。

もう1つの危惧が、『教育現場では現在、週1回程度の「道徳の時間」があるが、教科書は使われていない』、それで、教科化になれば、先生の多忙化、負担が増えるのではないか。この点にもありますけれども、ですから、危惧があるのについて、教育長として、どういうふうに考えられているかというのは、私の今回の質問であるように、今言ったような戦前の「修身」へと近づいていく、こんな危惧は多くのマスコミが取り上げている問題です。こういう修身へ近づけるような危惧については、教育長、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 弁解するような気持ちは、さらさらないということで、修身になっているとは思っておりませんし、これまで、道徳の時間に教科書がない、教科書がないと言われますけれども、検定の教科書はなかったですけれども、それに基づく道徳、心のノートであったり、今の道徳であったりというような形での道徳の教科書は、これまでも使ってまいりました。

ですから、それに基づいてやってきたことと、今回が新たに文科省が、その中で決めた検定教科書をひとつ固定しますので、いろんな形で、全国の学校が、いろんな形のいろんな教科書使ってきましたので、兵庫県は兵庫県で独自の道徳の教科書をつくっておいりましたので、ですから、そういったものを、ひとつ文科省として固定する。それが検定教科書だと捉えておりますのでね。ですから、それを使って、これまでと同じような形でやって

いる。

さらに、その中で、今もずっと言っていますように評価を文章表現で残しなさいと、そのあたりが非常にさらなる教職員の研修が一つ一つをチェックしていく研修、目、これを養わなければいけないなということで、非常に重いものがあるのではというふうには捉えております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 文科省の先ほどの指針の中で、最後の道徳科の目標として上げているのが、道徳科の授業では、先ほど、教育長も言われましたけれども、特定の価値観を児童に押しついたり、主体性をもたずに言われるまま行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、自立した個人として、また、国家・社会の形成者としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそ道徳教育が求めるものである。

文科省自身が言っている、こういう目標に沿って、私はやっていただきたいと思います。質問を終わります。

議長（岡本安夫君） 金谷英志君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後1時30分とします。

午後00時17分 休憩

午後01時30分 再開

議長（岡本安夫君） それで休憩を解き、会議を再開します。
なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。
休憩前に引き続き、一般質問を続行します。
2番、千種和英君の発言を許可します。

[2番 千種和英君 登壇]

2番（千種和英君） 議席番号2番、千種和英です。本日は、通告書に基づき3点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、佐用の地域特性を活かした地域（地方）創生の方向性は。そして、2点目は、全国各地で頻繁に発生する災害への支援は。3点目は、地域の若者の活躍についてどう思う。

まず、1点目の佐用の地域特性を活かした地域創生の方向性は。

過日、7月に開催されました全員協議会の場において、町長から10月に実施される町長選挙において4期目を目指しての立候補を表明され、これまでの町政運営の成果、今後の本町が目指すべき方向性や課題について述べられました。

要旨は、人口が減少しても行政サービスが維持できる仕組みづくり、農林業などの資源を生かして産業振興を進めたいとのことでありました。

国・県においても第二次安倍内閣が提唱した地方創生（兵庫県においては地域創生）、2014年9月、人口減少や少子高齢化などに取り組む「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、同年11月の国会で「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連二法が可決・成立し、さまざまな支援制度を整備し推進しています。東京一極集中を解消し、地域ごとの資源や特性を生かすもので、本町においても本年3月の佐用町第2次総合計画に基づき推進されています。

出馬表明の要旨の中にある「人口が減少しても行政サービスが維持できる仕組みづくり」に関しては積極的な取り組みを評価させていただいています。ただ、「農林業などの資源を生かして産業振興を進めたい」との成長戦略面においては、なかなか成果が表れる取組がされていないように感じております。

そこで、商工業、観光業と農林業の経済的成長戦略分野での本町の地域特性を活かした振興策について町長の見解を伺います。

まず、観光産業でございます。本年のひまわり祭りの成果と課題について、曜日ごとの来客者の推移。経済波及効果についての認識。観光産業として期待されている利神城跡の国指定後の産業利用計画。現状における計画と進捗状況。文化財保存と産業的効果の認識。

農林業におきましては、白紙状態になっている農産物の町内直売所の今後（町内での販売）について。佐用まなび舎農園の現段階の実績について。計画と現状は合致しているのか。上記の現状の実績を踏まえ、次世代農業の住民への広がりの可能性。

商工業においては、平成31年10月に予定されている消費税増税に伴う軽減税率制度の周知・対応はどうなっているのか。これについては、対策補助金の申請期限締め切りが平成30年1月末であるということ踏まえて、どのように対応されているのか。

以上をこの場から質問させていただき、あとの2件については、議員席のほうからさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からのご質問、3点のご質問を通告いただいておりますけれども、まず、第1点目の佐用の地域特性を活かした地域創生の方向性についてはのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、ご質問の中で国の地方創生の動きにも触れられておりますので、本町の地域創生全般の動きについて簡単に振り返らせていただいた後に、観光産業・農林業・商工業等、それぞれのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

地方創生という国全体の大きな動きが始まって約3年がたちましたが、国はこれまでも国土の均衡ある発展を図るために全国総合開発計画、現在も名称を変えて制定され続けている、いわゆる過疎法、また、竹下内閣時のふるさと創生など、今回の地方創生と同様なさまざまな取り組みを、これまで行ってまいりました。しかしながら、地方の人口減少と東京への一極集中は、とどまるどころか加速化している状況でございます。

これまでも何度も申し上げてきたところでありますが、佐用町のような中山間地域では、人口減少が大きな問題であるということは、もう皆さん、長年にわたって、そういう状況の中で、その問題に取り組んできたわけでありまして、今に始まったわけではございません。戦後から一貫して、私たちの地域、人口は減少してきておりまして、これまで町行政にとっても何十年も向かい合ってきた課題であります。

実質的に日本は移民を受け入れず、国全体の人口総数が減少をしている状況下では、限られた人口を行政サービスの競争で、人口を奪い合うということ、それは果てしのない競争でありまして、ほんの一部、東京のようなほんの一部の地域を除いて大多数の自治体が確実にこれから人口が減っていくということは、これは誰にもわかっていることであります。

そうした状況を、しっかりと正面から向き合って、本町といたしましては、人口という数量的な指標に過度にとらわれることなく、ある程度の人口減少はやむを得ないものと考え、一人一人の住民に向き合っていくということを原則として、まず①番め、人口が減っても豊かに幸せに暮らしていけるような仕組みを作っていく人口減少適応策。②つ目に、急激な人口減少カーブを少しでもなだらかにしていく人口減少緩和策。③つ目に、バランスの取れた夢のある新しいチャレンジを行う地域の魅力・元気づくり策を3つの基本方針として、本町の地域創生に、現在、取り組んでいるところであります。

ご質問の中にあります私の立候補表明の要旨であります「人口が減少しても行政サービスが維持できる仕組みをつくり、農林業などの資源を活かして産業振興を進めたい」というのは、この3つの基本方針の趣旨に沿ったものであり、商工業・観光業・農林業等の振興策についても、特に地域の魅力・元気づくり策の中で積極的に取り組みを進めているということを確認をさせていただいた上で、以下、それぞれのご質問にお答えさせていただきます。

まず、観光産業に関しての質問で、1点目の今年のひまわり祭りの成果と課題についてのご質問にお答えをさせていただきますが、まず、本年度の南光ひまわり祭りは、7月15日から7月30日までの16日間開催をいたしました。期間中の来場者数は、駐車台数より換算して7万9,000人余りで、昨年6万8,900人余りから見ると1万1,000人近くの増となったところでございます。また、7月2日から8月13日の間の、ひまわり畑開園期間におきましても、10万6,000人余りと昨年と比べて約5,000人の増となっております。

ひまわり祭り期間中の曜日ごとの来客者の推移につきましては、平日は約2,000人、3,000人、土曜日が約7,000人、日曜日が約1万人で、期間中最大の来場者があったのは、夏休み最初の日曜日で1万1,000人余りとなっており、夏休み期間中は平日においても約3,000人にご来場をいただいております。

次に、経済波及効果についての認識はとのご質問でございますが、佐用町の平成28年度の総入込客数は、61万5,000人余りということになっておりまして、約1カ月間に10万人を超える方々がひまわり畑を楽しみに佐用町を訪れ、また、その様子がテレビ、ラジオ、新聞等で頻繁に取り上げられ報道をされております。このことは、大きな成果として認識をしており、ひまわりだけではなく佐用町のさまざまな魅力を発信するための絶好の機会と捉えております。

また、今年度は、ルート別・目的別の町内観光マップも作成をし、ひまわり祭り来場者の町内誘導に努めております。

また、佐用風土の案内ブースを本部テントに設けて特産品のPRにも努め、多くの皆様からの関心を集めたところでございます。

観光協会では、ホームページのリニューアルに加え、観光イメージキャラクター「おさよん」のフェイスブックを立ち上げ、さまざまな観光情報の発信にも努めております。

「おさよん」を生かした観光 PR 推進の契機として、キャラクターグッズの「おさよんタオル」600本を制作し、地元での委託販売を行い、これも完売をいたしました。

商工会では、ひまわり祭りから因幡街道・千種川ロングライドまでの期間、ご当地グルメスタンプラリーを展開し、リピーターの呼び込みに取り組んでいただいております。

いずれもすぐに成果のあらわれる取り組みではありませんが、この積み重ねが地域の稼ぐ力を引き出す環境づくりとなり、地元経済の活性化と町のPR・イメージアップにもつながるものと考えております。

次に、2点目の観光産業として期待されている利神城跡の国指定後の産業利用計画並びに現状における計画と進捗状況、文化財保存と産業的効果の認識についてのご質問にお答えをさせていただきます。

長年の懸案でありました利神城跡が国の指定として認定を受ける運びとなったことは、6月12日の全員協議会でご報告を申し上げたところでございます。

正式な指定につきましては、まだ、国からの情報が入っておりませんが、文部科学省が、10月ごろ答申どおり告示をする予定でございます。

このたび、国の指定を受けるということは、国の歴史資源として、しっかりと、これを保存と活用を図り、新たな歴史を育む責任が、町に課せられたこととなります。

金谷議員のご質問にもお答えいたしました。町では、利神城跡等の国史跡指定を契機として、町の歴史資源、文化資源を磨き、未来に伝承する佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトに取り組んでまいりたいと思っております。

このプロジェクトは、利神城跡、上月城跡、三日月の町並みなど、多くの歴史資源を住民の皆さんと共有する遺産・資産として、守る、学ぶ、活かす、磨くの4つのアプローチで、住民の皆さんと一緒に今後まちづくり、地域振興に活用する取り組みでございます。

このプロジェクトでは、とりわけ、国の指定史跡となる利神城跡と町内各地に点在する多くの資源との連携を強化することによって、地域住民の愛着と誇りが醸成され、従来にも増して自主的なまちづくり活動が活発となり、これまで十分な活用ができていなかった町の文化財が観光振興の資源となり、観光客の入り込みによって、新たな経済活動、雇用の場の創出が期待できるものと考えております。

今後、それぞれの事業を具体化・具現化することには、町民の皆様、関係団体に参加をいただき、個別事業の実施計画づくりなどの十分な検討が必要となってまいります。

また、事業実施に当たっては、国・県の補助金、また、起債など有利な財源の確保などが、これも重要となります。

現在、利神城跡の山城地区は、石垣の一部が崩壊をし、登山道も滑りやすく大変危険であるため、登山は制限をいたしている状況であります。

国指定に伴って、昨今の山城ブームの影響も相まって、利神城への関心が高まることが予想をされます。

このため、できるだけ早く中長期的な基本構想としての利神城跡等保存・活用計画を策定し、史跡保存と観光振興に資する活用の対策を具体化をしていきたいと考えておりますが、史跡保存の面では、既に石垣崩壊をしている箇所や崩壊しそうな石垣がほとんどでありまして、無断立ち入り者による遺構の崩壊と、また、事故の恐れも高いことから優先的な危険防止策、また、整備も必要となってまいりと思っておりますが、史跡の範囲が非常に広範囲であり、これの対策には莫大な費用がかかるということも予想され、また、相当の時間もかかることを覚悟しなければならないというふうに思っております。

ただ、文化財としての保存対策と並行しての活用面では、地域の持続的な発展のため、平福の町並みとセットとして観光面での魅力を高める方策が、これが必要で重要であろう

かというふうに思います。

こうした取り組みの基本となる計画が、利神城跡等保存・活用計画でございますので、計画策定にかかる経費を、本定例議会補正予算にて計上をさせていただいているところであります。

利神城跡の国史跡指定は、従来、保存に重点を置いていた文化財を観光振興とにぎわいづくりに積極的に活用する大きな一歩であると捉えておりますので、議員各位、また、住民の皆様のご支援とご協力を、よろしく願います。

次に、農林業に関する質問にお答えをさせていただきます。

1点目の白紙状態になった農産物の町内販売所の今後についてということでございますが、白紙状態と言われますが、現在のそれぞれの直売所等の現状、また、今後の経営、運営面も踏まえた上で、白紙にはできない課題だというふうに思っております。

先ほど、岡本義次議員のご質問にもお答えをさせていただいたとおり、まずは、今、生産農家の育成、生産農家の確保に取り組んでいるところであります。

2年目を迎えた帰農塾においては、塾生が生産した農産物を道の駅宿場町ひらふくへの出荷を行うカリキュラムを入れて、出荷者を増加させる取り組みを行い、直売所連絡会のやさいの学校においても生産者の増加を呼びかけており、それぞれ好評でありますので、これが販売品目の増、また、販売品の量の確保にもつながっていくものと期待をいたしております。

農産物だけでなく、佐用町の特産品を取り扱う直売所とすることは、佐用町を訪れていただく方に楽しんでいただく上で、欠くことができない施設であると考えておりますが、現在、それぞれの地域で事業に取り組んでいただいております加工・販売事業においても施設面の非常に老朽化もあり、また、経営面でも非常に厳しい状況になってきております。そういう意味で、今後、農産物の生産、また、加工、そして販売、そういうものを全体的にこれをどうしていくのか総合的に考え、また、施設の効率的な運営、こういう点についても考えていかなければならない状況だというふうに認識をいたしておりますので、関係者の皆さん方の意見もお伺いしながら検討を進めてまいり所存でございます。

次に、2点目の佐用まなび舎農園の現段階の実績について、計画は現状と合致しているのかということについてでございますが、まず、まなび舎農園、この4月から本格的な栽培を始めたばかりであります。まなび舎農園での現在のトマト栽培の状況についてでございますが、昨年12月に第1期目の定植を行い、4月より順次出荷を開始をいたしました。8月には第1期定植分の栽培がほぼ終了し、第2期目の定植を9月下旬からの出荷を目指して順次開始をいたしております。

第1期目に関しましては、農園の完成時期に合わせて定植を行ったために、露地物が出荷される1年のうち最も単価の下落する5月から7月に出荷のピークを迎えた上、最も暑い時期にハウス内での出荷作業を行わなければならないという厳しい条件下での運営となりましたが、第2期定植分からは、本来の栽培計画通り、秋から春先までの高単価が期待できる時期に合わせた出荷を行うことにより、作業性と収益性を確保していきたいというふうに考えております。

そのような中、第1期目の販売実績といたしましては、大丸・阪急百貨店・イカリスーパーなどの既存の販売先への出荷は順調に推移したほか、道の駅宿場町ひらふくでの販売も好調でありました。

また、大丸百貨店については、東京店への出荷も開始したほか、新規の取引先といたしまして、食品商社経由での阪急キッチンエール、九州地区のボンラパスへの出荷が決定をいたしております。そのほかにもレストランへの販促活動により、7月には大丸神戸店でのレストランにおいて、夢茜を使用した創作料理フェアを行ったほか、ウメキキマルシェ

等のイベント出店等による取引先拡大に向けた活動も行ってきております。

加工品のトマトジュースに関しましては、6月より出荷体制が整い、大丸百貨店・道の駅宿場町ひらふく・南光ひまわり館の通販サイト等での販売を開始したところでございます。

一方で、事業開始初年度ということもあり、トマトの収穫量に対する、受注量の判断、余剰分の取り扱い及び、加工など出荷フローの体制整備と標準化等については、まだまだ課題として残っておりますので、本来の計画に基づいて栽培を行うことができる2期目からの事業運営において、しっかりとしたスキームを構築をしていきたいと考えております。

3点目の現状の実績を踏まえ、未来的農業の住民への広がりの可能性はについてでございますが、佐用まなび舎農園は次世代農業モデルプラントとして位置づけをいたしており、本農園をITや先端技術を活用した次世代型農業のモデルとなるよう事業運営を行っております。この農業事業を横展開をし、将来的には遊休地や耕作放棄地での事業展開を目指すためには、まずは、本農園でのビジネスモデルを確立することが第一でありまして、まずは、先ほど申し上げましたとおり現状の課題を解決し、収益性を確保することにしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

あわせて、佐用高校農業科学科の施設やカリキュラム充実への要望、高校生への研修の実施、インターンシップやアルバイトの受け入れ等、担い手育成への活動も積極的に行っているところでございます。

最後に、商工業に関する質問に対してのお答えをさせていただきます。

平成31年10月に予定をされている消費税増税に伴う軽減税率制度の周知・対応はどうなっているかということでございますが、軽減税率制度は、消費税10パーセントへの引き上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から実施されるもので、お酒類や外食サービスを除く飲食料品などの対象となる品目の消費税については、軽減税率8パーセントが適用されるものであり、消費税等の税率が、軽減税率8パーセントと標準税率10パーセントの複数税率となります。

これにより、事業者の皆様には業種にかかわらず、適用税率ごとの区分経理や複数税率に対応した請求書等の発行など、毎日の仕事の中で新たに求められております。

事業者の皆様が対応を求められるこうした新たな作業等の周知と対応といたしまして、税制面では、町内の全事業者を対象とした軽減税率制度説明会を相生納税協会・相生税務署と共催して、明日9月13日に開催をいたす予定であります。

この説明会は、9月から11月までの間、事業者の出席状況や要望に応じて随時開催をされると聞いております。

対策面での周知と対応につきましては、軽減税率対策補助金のお知らせとしたチラシを佐用町商工会で作成をし、会員に周知をされるとともに、近く軽減税率対応セミナーを開催をすべく準備が進められるというふうに聞いております。

複数税率対応のレジ導入や受発注システムの改修にかかる軽減税率対策補助金の申請受付期間が平成30年1月31日までに終了いたしますので、相生税務署や佐用町商工会と連携をしながら、必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、ひまわり祭りに関してなんですけれども、毎年この9月の議会の一般質問でさせていただいて、その時にいつも答弁の中であるのが、この議会が終わった後ぐらいに反省会が開催されるということなので、過去の反省会も踏まえてなんですけれども、先ほど言いました曜日によって来客数にむらがあるということで、ある程度は仕方がないことなのかなとは思いますが、何らかの対策ができないのかなというふうに、私自身は思います。

と言いますのも、特に物産テント村等々の出店されている業者の方々から、いろんな改善要望を聞くことがあります。と言いますのも、平日に集客が少ないということで、なかなか売り上げが立てられない。何とか平日にも来れないのか。

策の1案としましては、ひまわり祭りの会期中にさまざまなイベント等をされていますけれども、それがなくても来られる日曜日にすべきなのか。反対に、平日にそういったイベントを開催して、その日にお客さんを呼び込むような努力ができないのかということであったり、また、今年度も、ほぼ毎日会場のほうへ行ったんですけれども、その中でお客さんのほうから出た声が、日曜日、集客は確かに多いんですが、出展業者さんであり、地元の農家さん、野菜等々販売されているのですが、平日ベースで準備をされているので、平日は売り上げにならずにロスが多い。反対に土曜日、日曜日になると昼を過ぎると、もう既に商品がないということで、お客さんのほうから、このイベントって来ても何も売っていないんですね。会場内では、食べることもないんですねというようなお声を何人かから聞かせていただきました。そういったことの対応を、今後のひまわり祭り運営に関して対応されるような思いはないのかということ、1点、聞かせてください。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ひまわり祭り、今年もそういう結果で無事終わったところです。そういう中で反省会と申しますか、また、次年度に向けての会議を持ちました。

ご質問にはないんですけれども、まずは、ひまわりを、花を栽培していただく地域、この地域からのいろんな話も、今、出ております。これはやはり、いいきれいなひまわり、お客さんに喜んでいただくひまわりをつくるには、相当の労力、手間がかかり、そのことが地域でなかなかできなくなっている。ひまわり祭りというの、ひまわりのこうしたお花畑、イベントも基本になる花が咲かなければ、花を栽培していただかなければ、これは全く成り立たないわけで、そここのところ、今、農業政策も国のほうで米の減反調整というの、一応、この平成30年からなくなります。

その後の減反した後の作付作物として、これまでずっと計画的に栽培をお互いにずっと地域を決めてやってきていただいた、これをいかにまた持続、これが続けていけるか。この対策も1つの課題だという状況だと、この点は1点ひとつ、また、ご認識をいただきたいと思います。

それと、私も今、ひまわり祭りへ行って、当然、先ほど、数字的にもご報告申し上げたとおり日曜日は1万人ぐらいの方、来ていただいて、平日はもう2,000人、3,000人ということで、こういうイベントの場合、これは曜日によって、大きく違うということは、やむを得ないと思います。何か平日にイベントをして集客を図るということ、これは一部はできたとしても、なかなかそれに見合う効果というのは、厳しいものだと思います。

逆に来ていただくお客さんに合わせた、これはやはり地元としての対応が必要かと思えます。

ひまわり祭りも、これ暑い中で、ひまわり祭りとしても15日間、16日間ですか、非常に長期の祭りになっています。それから、ひまわり畑という形での期間は、1カ月超える期間なんですね。

だから、そういう中で、長年そうした事業を行ってきて、皆さん、もう大体のことはわかっておられるのですね。ですから、それで、なぜ日曜日なんかに、お昼前に、もう売る品物がほとんどなくなってしまうと。これは、もったいないなど。もっと、天気も見て、日曜日であれば、これまでだったら、これぐらい来ていただけると、それを合せて、来ていただくお客さんに対しても、来ていただいてもお昼過ぎには、もう何も売る物なんですよということでは、先ほど言われた、来られた方もがっかりされますし、非常にこの祭りのイメージも悪くなります。それから、せっかくの売り上げる機会に、それを逃してしまうということになります。

だから、平日は平日で、それはそれに合せた出荷もしていただかなきゃいけませんし、それと天気次第というところもあります。だから、このへんはある程度、天気の予報というのかなり正確にわかりますので、それに合わせた対応、これは出展者、していただく方の、参加していただく方、その皆さんの、これはある意味では責任で、義務でやっていただきたいなというふうに思っております。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） そのひまわり栽培についてですけれども、今ここで質問をしようかと思っていたんですけれども、今、答弁のほうをいただいたんですけれども、以前にも町長のほう、農政が変わってしても何とか町単独でも支援はしていきたいということをおっしゃってもらったことで、地域の方、非常に心強く思われているという話は、何回か地元でさせていただいたんですけれども、全員協議会で報告があったように、それでも、やはり労力が大変なので、今後、続けていけられるのか、どうなのかということも懸念されているというのも聞きました。

そんな中で、先ほどの物産テント等々も2週間のひまわり祭りなんですけれども、そういったひまわりを栽培をしている地域だというブランド化、地域ブランド化をしていって、その2週間の中だけで、その農産物を販売するのではなく、ちょっと長期的に、そういったブランド化できないのか。

後の農林業のほうで、ちょっと質問しようかと思っていたんですけれども、今の町内での販路というのを、一生懸命求められているのですけれども、町外への販路を求められる。それを質問すると、今日もほかの議員の方の答弁にもあったように、売る所をつくっても、つくられる方が少ないんだということなんですけれども、帰農塾を受けられている方に話を聞きましても、なかなか売れないので生産意欲が、なかなか湧かないんだという話も聞きました。

いっぺんに外に販路を求めるからということで、大量流通を求めるという意味じゃないんですけれども、そういった形で外部にも常に物が売れる販路を構築することを支援していくことによって、農業の生産力の向上、それで地元での直売所での商品の充実化というのを、そのひまわりという、ひまわりが咲き乱れる地域というブランド化をして、ひまわりと農業を別に考えるんじゃないしに、ひまわりの価値で農業の付加価値にしていくような取り組みというのを考えられないですかね。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 佐用町のブランド、そのイメージとして、ひまわりというのは、これだけたくさんのお観光客も来ていただいて、長年のこの取り組みの中で、大きな力があるというふうに思っております。

ただ、それも含めて、今、佐用風土、1つのばらばらではなくって佐用町内で栽培していただく農産物について、また、加工品について、一定のちゃんとした、きちっとした条件の中で栽培してもらって、また、加工して、佐用風土という1つのブランドイメージの中で、それぞれを販売をしていこうという戦略で、今、取り組んでいるところです。

それと、ひまわりに関しては、ひまわりオイル、これについても去年、今年もオイルサミットし、そうした佐用町のブランドとして、これまでのみそとか、上月みそ、三日月みそ、また豆腐とか、今、もち大豆ですね、これを GI 認証を取って、これもしっかりと、そういう製品、材料から佐用町のイメージというものを、しっかりと持った製品をつくっていく。だから、ひまわりのオイルについても、佐用町でああして栽培したオイルを、いい品質の物をオイルとして生産していくという、こういうことを、まとめて、これを全部を佐用風土という1つのブランド化をしていこうという戦略で取り組んでいるところです。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 加工品に関しては、そういった説明を受けておりますが、やはり町民の一人一人多くの人々がかかわりやすいということになると、やっぱり生鮮の野菜のかなと思うのですけれども、そういった生産物を町外への販売、今までの答弁の中でも、なかなか町外へはどうかという答弁をいただいているのですけれども、これはやはり、意見としてはお変わらないですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町外へも、千種議員もいろいろとかかわっていただいて、神戸やそういうところへ出荷をしていただいている。

ただ、やはり、それぞれ生産していただいている方の生産量というのは、一人一人は非常に少ない生産量になりますからね、だから、それを直接出荷をしていくということになると、なかなか遠くまで出荷をする。安定して出荷をする。このことが個人では、なかなか対応できません。

そういうことで、今、ああして、元町マルシェとか、そういうところに、そうした千種議員がかかわっていただいているような収集をしていただいて出すという形、これが1つの現在できている形ではないかなというふうに思います。

非常に輸送コストというのは、非常に高いものですから、今回、今、まなび舎農園で栽培しているトマトにおいても、どうしてもたくさんの販売先というのを確保して、出荷したいんですけども、それぞれに、専用のトラック走らせるわけにはいきませんし、どうし

でも、そうした運送業者、宅配便のような物を活用する。そうすると、そうした運送経費というのは非常に高くなります。

だから、生鮮食料品なんか特に早く持って行って、それが量的にも少なくても消費者に早く届けると、こういうところが、非常に対応が難しいところで、そういう意味で、どうしても大量の生産した物の今の流通業界というのが、ある意味では、片方では成り立っているのではないかと思うのですけれどもね。

帰農塾や、こうした野菜学校、こういう形で取り組んでいただいている方、売れる、売れないというふうに言われているのですけれども、かなり直売所、今現在、上月にしても、三日月なんかにしても、そういう形で出していただいた物については、同じ物が一気に出ると、どうしても露地栽培とか、そうすると時期によっては、そういう傾向になってしまうので、このへんで売れない時期があるということになるろうかと思えますけどね、そのへんの生産量の調整、計画的な栽培、そういうのも片方ではやっていかないと、なかなか効率よく全部の販売ができるということ、このへんも難しいなどは思えますけれども。

一つ一つここは考えながらやっていかざるを得ないでしょうね。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 昨年、産業厚生常任委員会のほうで、美作市さんのその取り組みを視察に行きました。美作市さん条件的には、佐用町とあんまり変わらないんですけども、大阪に販路を求められて成果を出されていまして、また、引き続き、こちらとしても研究をしていきますので提言をさせていただきます。

続いて、利神城跡についてですけれども、この通告を出した後に、全員協議会でこの未来伝承プロジェクトの概要案をいただきました。当然、歴史的な遺産ということで、守り、伝える、磨く、等々があるんですけども、私、立場上、やはり何とか産業をつくって、この町に人が住んでもらいたいという立場から、どうしても観光、産業のほうに目が行くんですけども、もう既に、国指定へ向けての動きというのに呼応して、平福地区にはお客様、愛好家の方が来られているんですけども、そういった方々に町として、または、町のほうから商工会と相談して迅速にそういったおもてなし、事業、産業化が、当然このプロジェクト概要を中心に、これに基づいて進むんでしょけれども、機転のきいた早い行動っていうのはできないのかというのが1点。

もう1点は、答弁の中にもありました、もう既に愛好家の方、観光客の方が来て登山口のほうへ行かれるということで、危惧しているのは、やはりこれだけ佐用町が念願していたのが国指定になるということで、喜ばしいことなんですけど、万が一事故が起きたらというのが非常に懸念しております。もう既に、たくさんの方が立入禁止のところ登られているという話も聞いているんですけども、そのへんの対策を、どう考えているのか。もう一度、お答えいただけますか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう国の指定を、今、申請して、指定に向けて活動しているということ、ああしてのぼりを立てたりね、そういうことが、かなり当然、いろいろなとこ

ろで取り上げられたり、相当広く広がってきて、改めて利神城の跡というのは、利神城跡というのが注目を既にされてきているというふうに思っております。

そういう中で、町としては、そういう産業の面としてということになったら観光。観光ということになると、来ていただいた方に、おもてなしと言いますか消費していただいて、お金を落としていただくというのが、まあまあ端的に言えば、そういうことになるので、そういう面で、道の駅平福も改修して、なかなか面積的には限られた面積しかないので十分な広さというのはとれないんですけれども、これまで野菜のほうも一緒にして、できるだけ来ていただいた方に、たくさんの方に利用がしていただけるような、いわゆる道の駅、お店づくりもしましたし、それから、なかなか山見上げても、ビューポイントと言いますか、どこからでも見えるんですけれども、道の駅に人が集まっていたけるような仕掛けとして、道の駅の上に展望台をすぐにつくって、1つの見ていただく拠点にして、道の駅に人が集まるように誘導をしているところです。

それと、本当は、そういうことで、どんどんと上へ上がりたいたいという方、これについては、前から非常に危険な状態にあるところが多いので、原則、登山禁止措置をとらざるを得ないということで禁止ということにしていますけどもね、そうは言っても、そこに大きな門つくって囲いをしてとめているわけじゃないので、いわば勝手に上がられる方も、かなりおられるのだというふうに思います。

ただ、今回の計画の中でも、ここまでは上がっていただいていいですよという安全なところも指定をして、そうした来られた方に、ある意味では満足していただけるようなこともしないと、ただ来てください、来てくださいだけでは、これはまた、来られた方に対しても大きな不満が残るのではないかなということも思います。

ただ、先ほど申しましたように、私も石垣の状況を、ここちょっと長く上がっておりませんが、当時から、ほとんどのところが崩れかけて満足な、きちっとした石垣というのは、なかなかどこもない状況です。そういう中で、これから保存と活用ということなので、教育委員会のほうも、この史跡としての保存ということが、まず1つ前提にあります。それから、安全なところで見て観光していただいて、それを産業につなげるという話になってきますのでね、これ、どこまで対策ができるか。この史跡の保存、また、活用計画、基本的な計画を、今回、早速に早くやろうということで、予算もこの9月でお願いをしています。

そういう中で、詳細な石垣等、史跡の状況、これを図面化をして、それによって、安全も含めて検討をしていくということ、それは、やはりある程度の時間かかりますけれども、できるだけ早く、そういうことを、まず、教育委員会のほうで行う。

それと合せて、今度は、観光面で一緒に連携して取り組んでいくということになるかと思えます。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 続いて、商工業であります。これにつきましては、軽減税率に関する対策というのが、明日、そういったことが実施されるということが、今、答弁の中でありました。

この対策の補助金というのが、軽減税率に関するレジスターの購入補助であるんですけれども…、あっ、それには限らないですね。仕入れ等々のシステム更新もあるんですけれども、皆さんやはり、こういったところには、販売する時に8パーセントなのか、10パー

セントなのかということが一番注目されるんですが、実は、事業を経営している私のほうからすると、やはり仕入れをした時に、それが8パーセント、10パーセントというので、ちっちゃな業務も非常に二重の伝票を切る必要があるとかいうことで、今、置かれている商工業、非常に大変な状態の中で、また大きな負荷になると思いますので、このへんの対策、先ほど言われました明日開催の講演会ですか、研修会を含めて、町商工会と連携をしていただいて、町の商工業者の方々への有意義な策を続けていただきたいことをお願いしておきます。

2点目の質問に移らせていただきます。全国各地で頻繁に発生する災害への支援は。

本年7月の九州北部豪雨の被災地への支援の内容は、どんなものであったのか。

町外の被災地に対しての災害支援の担当部局は、佐用町ではどこなのですか。

被災、そして復旧・復興の過程を経験した地域として、佐用町が各地で頻発する災害への支援対策の人材養成・派遣等に取り組む予定、今までの質問でも同じようなことしたことあるんですけども、積極的には考えていないということなのですが、これだけ続きます。何か、お考えはないでしょうか。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2点目のご質問でございます、全国各地で頻繁に発生する災害への支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の本年7月の九州北部豪雨の被災地への支援内容についてでございますが、町といたしましては、社会福祉協議会と連携をして、7月7日から7月31日まで、14施設で九州北部大雨被害佐用町救援金の募集を行いまして、町民皆様のご協力により集まった総額が50万260円ということで、これを被害が甚大でございました福岡県へ全額義援金として送らせていただきました。

人的な支援でございますが、人的支援は、長期間に及び多職種の支援が必要となるため、町単独での対応ではなくて、関西広域連合や県及び町村会の一員として、兵庫県内の他市町と連携をして取り組んでおりますが、このたびの災害では、関西広域連合と福岡県が協議をした結果、被害状況と対応状況から判断して、関西広域連合からの職員派遣は必要ないという結論に達したために、町としても派遣を行っておりません。福岡県・大分県は、応援体制を県内市町村による対応として、それでも困難な場合には、九州地方内で対応をするという方針をとっておられます。

次に、2点目の町外の被災地に対しての災害支援の担当部局はどこなのかということですが、担当部局は、企画防災課でございますが、町外で甚大な被害が発生した場合は、災害発生後、副町長、企画防災課長及び関係課で災害支援について協議をして、支援内容を決定をいたしております。ただし、職員の派遣については、関西広域連合、県及び町村会の職員派遣要請に基づき決定をするということにいたしております。

次に、3点目の被災、そして復旧・復興の過程を経験した地域として、町として、各地で頻発する災害への支援対応の人材育成・派遣等に取り組む予定はないのかということですが、兵庫県外で大規模な災害が発生した場合、先ほど申しましたように、県は関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体に対しまして必要な応援を実施するというようになっております。

県は関西広域連合の構成団体として、被災自治体災害対策本部と連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を長期間実施する必要があるために、県は市町に対して人的支援を含

めた支援要請を行ない、町は県からの支援要請に基づき、被災自治体への支援を行うこととなっております。昨年度は、県からの支援要請に基づきまして、熊本地震について、応急仮設住宅にかかる業務を支援するために2名、家屋の被害認定業務を支援するために2名。鳥取中部地震については、家屋の被害認定業務を支援するために2名の職員を派遣をいたしております。

また、これまで、平成23年の東日本大震災をはじめとして、多くの職員を派遣をしてまいりました。

人材育成については、災害支援のためだけではなく、将来、佐用町で、また発生するかもしれない災害を見据えて実施をいたしております。具体的には、兵庫県等が実施する研修を受講することで、建築物危険度判定士、その判定士を5名、被災宅地危険度判定士を7名、家屋被害認定士、これを24名育成をし、既に県に登録をいたしております。特に、家屋被害認定士として県から証明を受けている職員のうち11名につきましては、被災地へ派遣し、実際の被害認定業務を担い、スキルアップを図っているところでございます。

その他、毎年、災害対策本部運営訓練や職員研修を行うことで、災害に対する職員の意識啓発や対応能力の向上を図っているところでございます。

また、ボランティアの派遣につきましては、町と町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、また、被災地の社会福祉協議会等と協議をして、ボランティアの派遣を決定をいたしております。

阪神淡路大震災や東日本大震災のように甚大な災害では、全国からのボランティアが必要となりますが、九州北部豪雨などの災害時は、近隣の市町村の住民や隣接県の住民等が中心となり、長期的に支援する必要がございます。

町のボランティアバスも近隣市町村や近隣の府県での災害に対応することを基本と考えており、以前は、平成24年7月九州北部豪雨への支援で熊本県阿蘇市や、平成25年7月の大雨への支援で山口県萩市といった遠方までボランティアバスの運行を実施をいたしましたが、これだけ全国各地で災害が発生し、全国の市町村もいろんな経験を積んできているところでありまして、支援の効果、また、ボランティアの体調管理等も考えた上では、近隣の市町村で、それぞれが、できるだけ近いところの市町村が災害、被災地に対しての支援を行っていくということ、このことを原則としていく必要が、今後あるかと思いません。

そういう中で、町といたしましても、現在におきましては、基本的には、日帰りで行ける範囲ということを考えております。

その他、町内に拠点を持し、かつ町内で活動を行っている特定非営利活動法人、また、公益法人、社会福祉法人等が、災害復旧ボランティア活動をする場合には、バスの借り上げ料や宿泊料等を補助する佐用町被災地支援活動費補助金制度も設けておりまして、これまで佐用町商工会が実施するボランティアに対しまして補助金等の交付も行っております。

また、個人でボランティア活動をされる場合の支援といたしましては、高速道路会社が管理する有料道路の料金無料措置を受けるための災害派遣等従事車両証明書を個別に発行して、ボランティア活動を支援をしているという状況にございます。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 再質問させていただく、冒頭にですね、ちょっと僕のほうが認識が

違ってしまして、職員派遣とボランティア派遣という形で、職員の派遣については、県のほうからの要請でされている。当然、今までもずっと依頼があればしてきたということなんですけれども、そしたら、ちょっとボランティアのほうに関して、ちょっと質問を再質問をさせていただきたいんですけども、佐用町が被災した時、確か、1カ月で約1万7,000人、ボランティアが佐用町に来ていただき、8月の暑い時に泥かきをしていただいたという記憶があります。

今年度、私自身も日田市、東峰村のほうへ泥かきに入らせていただきました。去年は熊本県の益城のほうへ入らせていただきました。夏の暑い時なんですけれども、悲しいことに、やはり九州ということで、圧倒的にボランティアの数が足りていない。発生から1カ月をたってもボランティアが1人も入ってもらっていないんですというご家庭が、非常にたくさんありました。僕自身が個人でできたことっていうのは、本当に小さいんですけども、何とか佐用で支援していただいたお返しをしたいなという思いで、そういったことをしておるんですけども、実は、佐用町内の方においても、ご自身で民間の旅行会社に費用を支払って、ボランティアに行かれています方。また、その中でリーダー的な存在で活躍されている方っていうのがいらっしゃいます。

先ほど、ボランティア派遣に対して、いろんな支援策がありますよということをおっしゃったんですけども、悲しいことに僕自身も、今、ここで初めて知った状態。これは不勉強なのかもしれませんが、せっかくこれだけ佐用町が、あの水害の時に支援をしていただいた、そのお返しを何かしたいという住民の方がいらっしゃるんだと思います。

ぜひとも、そういったボランティアの派遣への支援といいますか、また、職員派遣ということで、長期ということになりますと、やはり職員の数も限られております。長期というのは、なかなか難しいんでしょうけれども、今、兵庫県では、県のボランタリープラザさんが兵庫県代表として全国各地に発生直後に現地へ入られて、彼ら入っても、そんな長く活動はしません。数日間なんですけれども、特に行政の立場から、今、何を手伝えるべきなのか。どういったボランティアを、今、入れるべきなのかというふうにボランティアの前さばきという形で活動をされて、非常に高く評価をされております。

同じ兵庫県内で、そういった機関がございますので、ぜひそういったところと連携をして、先ほど言いました、じゃあ九州へ何日間も行けるのかと言ったら、なかなか行きにくいんですけども、町の中で職員の方でも結構です。住民の方でも結構です。そういったところへボランティアに行く支援のお手伝いを町が旗振りをしていただいて、入っていただいて、その現状を住民の方にお伝えする。

また、そこから、先ほど言われたような募金等々の支援の輪も広がるようなボランティア活動のお手伝いを、町としてできないかということをお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 本当に佐用町が平成21年災害の時に、後たくさんの方に来ていただいて、被災された皆さん方、片づけ、復旧について大変助かりました。

そういう皆さんの思いというのが、それに対する感謝の思いというのがあって、佐用町におきましては、そうした被災、災害が起きると、皆さん方、やはり、その時にしていただいたお礼の意味も込めて、ボランティアとして助けに行きたいと、そういうことで、取り組みをされて、それを受けて、町としても、これは個人で行っていただくというのは、大変な費用もかかりますし、また、危険なところもあります。

行って、本当に効果的な、効率的な支援ができるかどうかというのも、なかなか、向こうの受け入れというのも、なかなか一人一人の受け入れというのは難しい。

佐用町でも、そういうことで、今、ボランティアセンターいうのをつくって対応してきたわけですが、そういう中で、社協が中心になって、ボランティアバスというのを運行して、九州のほうまで、また、萩のほうまで行くという、こういうことをしていただきました。

ただ、これだけ全国で、あちこちで災害が、どこで誰が起きるかわかりません。

また、当然、佐用町でも、また、起きる可能性もあるわけですが、やはり、九州であるから、非常にボランティアの数が少ないとか、このあたりのやはり状況、これはやはりお互いという中で、できるだけ、基本は近くの人が効率よく支援に行くという、このことをやっぱり、全国でやっぱりこれは、きちっと、そういう感覚で取り組んでいかなければならないなというように思います。

特に、佐用町も含めてですが、兵庫県の場合は、阪神淡路大震災がありました。その中で、こうしたボランティア活動についての非常に意識が高くなったんですね。

それを受け継いで兵庫県において、非常に知事も、この災害に対しての支援、これは全国の県の中でも、非常に高い意識を持って取り組んでおられます。そういう中で、その中の私たち市町村も、やはりそれと一緒に、県と一緒に活動をしているということです。

そういう県であっても、やはり兵庫県だけではなくて、今の災害というのは、非常に広範囲になって、1県だけで対応できないというような中で、関西広域連合、ここが、そういう災害対策支援についても全体で担おうということで、先般の東日本の大震災等の災害の後の支援等についても、この中で取り組んでいると。

ただ、やっぱり関西広域連合の中見ても、その派遣している職員の数とか、その実態としては、これはやはり兵庫県が一番高いんですね。

そういう全体の状況ではないかと思えます。

やっぱり、これだけ全体、次々と起きている中で、やはり、例えば、九州であれば、今回、九州、福岡、朝倉、日田、そうなれば、私たちの災害の時もそうでしたけれども、それから、ちょっと外れると、ほとんど被害というものはないんですね。だから、九州だって、福岡という大きな町、小倉とか北九州市、近くにいっぱい大きな町があります。人口あります。本当に、自分たち地域として、九州として、やはり一番やらなきゃいけないだろうと。だから、九州の知事会等においても、やっぱり九州でできるところはやりますと。これはもう当然だと思うのですね。

だから、被災を受けたところというのは、本当に、そうした助けがないと、自分とこの力だけでは、立ち上がることは、なかなかできない。

でも、その周辺、一番近いところから、まずは、応援に行くという、この意識、この意識を、やっぱりしっかり誰もが持たなきゃいけないなと思えます。

だから、どこにあっても、佐用町が九州でも北海道でもあれば、どこでも行ってあげたいという気持ちは、それはやっぱり大事にしなきゃいけないと思えますけれども、実態、実質、やっぱり効率的に、効果的に、そうした支援を行うということは、地域のそういう思いの中で、そういう活動を、周辺のできるだけ近いところから順番にやっていくと、これをやっぱり定着していかなければならないと、私は、そういうふうに、今、考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君）

はい、千種議員。

2番（千種和英君） はい、承知いたしました。

次の質問に移らせていただきます。地域の若者の活躍についてどう思う。

8月末現在、庁舎前に地域の若者の各種競技での活躍の横断幕が5枚ありました。柔道の岸本菜々美さん。柔道の岸本悠希さん。バドミントンの田中俊之介さん。野球の小嶋淳平さん。剣道の平井七英さん。皆さん、全国大会という大舞台で活躍をされていました。

そして運動に限らず、文化面においても佐用高校の吹奏楽部が県のコンクールに出場をし、これは24年ぶりの快挙だそうです。

このように、地域の若者が各方面で活躍していることに関して、どのように感じていますか。また、その要因は何だと考えていますか。

また、このような地域の若者が元気だという特性を今後活かしていくことはできないのでしょうか。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの最後のご質問であります地域の若者の活躍について、どう思うかということですが、議員のご指摘、今、お話しいただいたとおり、佐用町で生まれ育った若い皆さんが、陸上競技のほか、野球やソフトボール、また、バスケットボール、また、水泳、柔剣道、バドミントン、いろんな運動種目で、厳しい練習の中で自らの精神と肉体を鍛え、技術を磨き、全国大会という大きな舞台で活躍されている状況、それは本当に私も佐用町を代表するものとして、誇りに感じるとともに、さらなる飛躍を心から念願しているところでございます。

特に、今年は、そうした活躍が、これまで以上に、急に何か増えてきたという感じがいたします。

こうしたスポーツを通じた若い皆さんの活躍というのは、いろんな分野で、いろんなところで活躍ができるような環境が整ってきたということかもしれませんし、そういう意味で、中で、近年増加傾向にあるかと思えます。

そのために、それを応援するために、町といたしましては、一昨年度になるんですけども、平成28年1月からスポーツ功労者表彰規定というものを設けまして、全国大会に出場する個人や団体を対象として、毎年1月下旬ごろに開催をしております、さよう健康フェスティバルの場において、町からスポーツ賞などと称して、これを表彰させていただいております。

また、スポーツ賞などの表彰とあわせて、かつては町長の交際費で対応をしておりました激励金つきましても、本年4月からのスポーツ大会出場激励金交付要綱というものの施行にあわせて、本年度当初予算にも計上をさせていただいているところでございます。以降、要綱で定める全国大会に出場される個人や団体の皆さんへ、少額ではございますが、激励と感謝の意味を込めて、お渡しをさせていただいているところであります。

激励金については、本年度、これまでに、高齢者1名を含む9名の皆さんに交付をさせていただいております。若い方に限って言えば、野球2名、柔道2名、剣道2名、バドミントン1名、ソフトボール1名の合計8名となっております。本年度も、さよう健康フェスティバルにて表彰させていただくべく、ご案内させていただく予定でございます。

一方、文化面においても、日本書道協会が主催する公募展、第26回児童生徒書道展に小学生が3位にあたる会長賞を受賞するほか、町内の学校の吹奏楽部の活躍ぶりも素晴ら

しく、大変誇らしく感じているところであります。昨年、佐用中学校の吹奏楽部が念願の県大会出場、金賞を取って県大会出場を果たしたことは記憶に新しいところでございますが、今年、佐用高校吹奏楽部が4年連続の西播大会金賞をバネに24年ぶりの快挙を成し遂げました。吹奏楽部が丸となって、これまで以上に練習に励んでいる子供たちの姿というのを目にして、非常に期待をしているところであります。

中学校の吹奏楽部の楽器など、必要な備品の更新等は随時実施してきたところでございますが、佐用高校吹奏楽部への支援につきましては、中山太陽光発電所の売電収入などを財源ということで、平成27年度3月に補正予算に計上させていただいて、佐用高校を育てる会を通じて、300万円分の楽器購入に対する助成を実施いたしました。ビブラフォンやティンパニ、シロフォン、クラリネットが新調されて、これらが今回の活躍に結びついたのでないかと考えれば、大変嬉しく思うところでございます。

しかし、このように若い皆さんが大きなひのき舞台上で活躍するには、本人のそうした努力はもちろんのことながら、それを支えるご家族をはじめ、町内の文化・スポーツ団体での指導者として活動いただいております関係者のご尽力とご努力というのが基盤となり、実を結んでいるということをお忘れにはならないと考えております。

今後、町内の学校や文化協会、体育協会などの関係組織と連携を強化しながら、子供たちの健全な育成に尽力いただいている指導者の皆さんをはじめ、指導を仰ぎながら自らを磨く全ての子供たち、また晴れて大舞台へ出場される皆様に心から応援して、文化・スポーツ活動を通じた人づくり・まちづくりにつながるよう、町としても努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） このような地元の若者たち、また、それを支えるご家族、指導者の方々の人力のもとに、こういった成果が出ている。ぜひとも、こういった若者たちに夢の見られる町政運営をお願いして、私の質問を終わります。
以上です。

議長（岡本安夫君） 千種和英君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後3時ちょうど。3時零分からしますので、よろしくお祈りします。

午後02時47分 休憩

午後03時00分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続行します。
4番、廣利一志君の発言を許可します。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番（廣利一志君） 4番議席、廣利でございます。

今日は、3月の一般質問でも取り上げましたけれども、非正規職員の役場非正規職員の待遇改善についてということで、町長の見解を問うてまいります。

3月の一般質問でも取り上げましたが、役場の非正規職員の抱えるさまざまな課題、働き方、待遇の改善などについて再度質問し、町長の見解を伺います。

政府の同一労働同一賃金、働き方改革の考え方が、具体的に法改正となって公務員の働き方、非正規職員の待遇の改善に大きな影響を及ぼすと思いますが、町長の現時点での認識と見解をお尋ねします。

役場職員の現状は、行政改革を進めること、行政サービスを落とさない、相反することを行う結果として、正規職員を減らし、非正規職員を増やすことを合併後進めたことで、現状は職員が469人、そのうち44パーセント211人を非正規の皆さんが占める実態があります。

合併時は、正規職員414人、非正規職員が172人で、その占率は29パーセントでした。非正規職員の皆さんの立場、働き方などについて、町長には皆さんの生の声は届いていないでしょうか、見解を伺います。

待遇改善に向けて、幾つかを取り上げ見解と改善に向けた町長のお考えをお聞かせください。

①つ目、同じ調理師・調理員であるにもかかわらず、給食センターと保育園の調理師・調理員の白い制服の貸与が1年と2年となっていますが、1年で統一し、貸与できないもののでしょうか。長靴についても統一すべきであるというふうに思います。

②点目、保育士手当、これは3月も聞きましたけれども、再度確認をさせていただきます。保育士手当の支給が正規職員のみであるが、非正規職員にも支給すべきと思いますが、町長の見解は。

③点目、休暇の取得について、町民プールの職員、調理師・調理員の休暇取得の現状についてお聞かせください。

④点目、職場ごとに非正規の皆さんの声を聴く体制、仕組みをつくる必要があると思いますが、町長の見解をお聞かせください。

最後、⑤点目、期末手当の支給は、現状は支給されておりませんが、近隣の市町の実態を調べた結果はいかがでしたでしょうか。同一労働同一賃金の立場をとるなら、早急に支給すべきと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

以上この席からの質問としまして、関連の質問は所定の席からさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

非正規職員の待遇改善についてということでございますが、まず、1点目の政府の同一労働同一賃金、働き方改革の考え方は、具体的に法改正となって公務員の働き方、非正規職員の待遇改善に大きな影響を及ぼすものと思いますが、町長の現時点での認識についてを尋ねるということでございます。

働き方改革につきましては、今年3月28日に働き方改革実行計画が策定をされ、国に

において同一労働同一賃金の実効性を確保すべく法制度とガイドラインの整備が行われます。その中において、議員のご指摘のとおり、非正規職員である臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、今年5月17日に公布をされ、平成32年4月1日から臨時的任用職員、非常勤職員及び特別職非常勤職員を会計年度任用職員制度に移行することとなっておりますので、本町においても遺漏なく、法に準拠した制度に改正をしていく予定でございます。

次に、2点目の非正規職員の皆さんの立場、働き方などについて、町長には皆さんの生の声が届いておりますかということでございますが、生の声ということについて、具体的に、どういう声なのかということについてはわかりませんが、処遇改善の要望だというふうに考えます。

これまでも非正規職員、それぞれ労働組合もあります。皆さんの要望も聞き、交渉もして、できるだけ皆さんが安心して働いていただく、また、そうした働き方においても、休暇、また、働く条件、そういう点についても順次、適宜改善等を行ってきたというふうに思っております。

合併後においても行政サービスはさらに多様化し、また、その行政サービスを維持することは行政として最も重要なところでございます。そのため、正規職員を補充できないところを非正規職員で雇用することにより、町民の皆さんへの行政サービスが維持できていることは事実でございますので、現状において、地方行政の重要な担い手となってもらっているというふうに認識をいたしております。

次に、3点目の同じ調理師・調理員であるにもかかわらず、給食センターと保育園の調理師・調理員の白い制服の貸与が1年と2年になっているが、1年で統一して貸与すべきではないか。また、長靴についても統一すべきではないかということについてでございますが、まず、実態といたしまして、給食センターについては、作業着は調理作業、洗浄作業、また、下処理作業の作業ごとに、衛生面を考慮して、3色の作業着を作業内容によって使いわけをいたしております。このため、作業着は、1年に1色ずつ更新をいたしておりますので、実質作業着については、3年間使用いたしております。帽子、ジャージ、作業靴につきましては、その傷み具合を考慮して毎年更新をいたしております。長靴については、使用しておりません。保育園については、エプロン、帽子は2年ごとに更新。長靴、前掛けは傷んだ場合には更新をしております。廣利議員のご指摘のとおり、給食センター、保育園のそれぞれの職場の違いによって、貸与年数が異なっておりますが、基本的には、衛生面を含めて、使用に耐えられる期間は使用するのが当然であるというふうに考えており、今後におきましても、貸与年数を統一するということではなくて、各所属長からの貸与・更新申請に基づき、必要に応じて、予算の範囲内において購入をして、貸与をしたいというふうに考えております。

次に、4点目の保育士手当の支給が正規職員のみであり、非正規職員にも支給すべきと思う。町長の見解ということについてでございますが、地方自治法第203条の2に関する総務省自治行政局公務員部長通達において、非常勤職員には、通勤手当、時間外勤務手当以外を支給することはできないとされておりますので、保育士手当3,000円の支給はできておりません。そこで、佐用町においては、任用する際に、保育士、調理師等の資格を有する非常勤職員については、2級1号給の月額14万6,200円とするところを2級2号給の月額15万700円に位置づけることによって、一般の非常勤職員より1号上位、金額にして4,500円高い賃金に格付けをいたしております。

次に、5点目の休暇取得について、町民プール職員、調理師・調理員の休暇取得の状況についてでございますが、非常勤職員の平成28年度中の平均の年次休暇取得日数をお答えをさせていただきます。まず、町民プール職員は年次休暇10日、それから、調理師・

調理員は 11.3 日となっております。参考までに、正規職員は、町民プール職員が 5 日間、調理師、また、調理員は 11.5 日の休暇を取得しております。

次に、6 点目の職場ごとに非正規の皆さんの声を聞く体制、仕組みをつくる必要があると思うが、見解はということでございますが、現在も、労働団体を通して、給与・勤務条件等に関することやより働きやすい職場環境づくりなど、適宜、要求を出してもらっているわけでありますので、これからもそういう形でよいというふうに思っております。

また、それぞれの部署に所属長がおりますので、所属長にも話してもらってもいいのではないかと思います。

次に、7 点目の期末手当の支給は、現状は支給されていないが、近隣の市町の実態を調べた結果いかがだったかということであります。平成 28 年 10 月に非常勤職員及び臨時的任用職員の給与、勤務条件、任用形態等に関する調査をした資料がございますので、そのデータをもとに赤穂市、たつの市、相生市、宍粟市、太子町、上郡町の 4 市 2 町につきまして、非常勤職員及び臨時的任用職員に区分をして申し上げますと、期末手当の支給につきましては、非常勤職員は 1 市 1 町において支給をしており、また、3 市 1 町には、非常勤職員の任用制度がありませんでした。臨時的任用職員は、3 市 1 町において期末手当を支給をしており、1 市は任用制度がなく、1 町は期末手当を支給をしておりません。

佐用町につきましては、非常勤職員、臨時的任用職員のどの区分においても期末手当は支給をしておりませんが、これまで、何回かも皆さんにご説明をさせていただきましたが、平成 23 年の臨時的任用職員制度から非常勤職員制度に変更をする際に、労働団体とも協議を重ねて、その多くは現給保障額以上の年収となるように調整をして、月額を支給額は期末手当相当分を含めて支給をしておりますので、職員の不利益はないというふうに考えております。

参考といたしまして、4 市 2 町と佐用町の事務補助員、保育士、調理員につきまして、市町ごとに試算した年収の平均額で比較をいたしますと、4 市 2 町の事務補助員につきましては年収 183 万 6,000 円で佐用町が 210 万 3,000 円となっております。佐用町のほうが 26 万 7,000 円上回っております。同様に保育士が 211 万 0,000 円、佐用町が 241 万 6,000 円で 30 万 6,000 円上回っております。調理員が 187 万 3,000 円、佐用町が 216 万 4,000 円で 29 万 1,000 円上回っております。どの職種におきましても、近隣 4 市 2 町の年収の平均額で比較をいたしますと、佐用町が、このように上回っております。

これは、先ほど申しましたように、平成 23 年の臨時的任用職員制度から非常勤制度に変更する際に、労働団体ともお話をさせていただいて、期末手当が国の法律上支給ができないので、その分も含めた形で年収として確保する。月額で支給するというので、皆さんに同意をいただいて、この制度で運用をしております。

また、その時に処遇の改善として、保育士、また、ほかの職員も含めて、臨時的職員の給与も改善をさせていただきました。

そういう中で、当時、総額といたしまして約 5,000 万円ぐらいの臨時的職員の給与総額というものが町としては負担が上がったということ、このことは、一度皆さんにもお話をさせていただいたことがあろうかというふうに記憶をしております。

こういうことで、町といたしましては、非常勤職員の皆さん方にも、それぞれ大切な仕事を責任を持ってやっていただいている。そういう中で、安心して、安定して、継続して働いていただく制度の中で、給与においても近隣市町と比べて、正規職員と比べれば、当然、待遇の改善ということについては、際限がないんですけれども、そうした同じ立場で働いている職員の中で比べていただきますと、そのような処遇をして、その皆さんの要望にも応えてきているということをご理解いただきたいと思います。

議員からいただいた、この質問、国においても、新たに、そうした制度が変わるという

ことで、これは本町だけでなく、全国の自治体も同様の課題を持っておられると認識いたしております。

今後、国の動向に注意しながら、法に準拠した改正を行っていきたいと考えておりまして、このような内容についても労使交渉の中でも話し合うべきものと考えておりまして、議会の中で、こうする、ああするということを言うべきものでもないというふうに思います。

方針としては、こういうことで、後は労使交渉というものがあります。そこでの場でお話をさせていただきます。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 地方公務員法の改正、あるいは地方自治法の改正と、あるいは、パート労働法の改正、さまざまな改正がありまして、2020年施行というような形で、今、言われておりますけれども、まず、具体的な質問の前に、町長の答弁の中にありました非正規の皆さんに対する認識ですけれども、44パーセントを占めているという状況で、町長のお言葉には、重要な担い手である。行政サービスの担い手であるというような言葉もありましたけれども、再度、非正規の皆さんへの認識というのか、見方について、3月の議会の中では補助的である。臨時的である。正規の職員と違って指導的でないというようなところがあつたと思うんですけれども、再度、非正規の皆さんの見方、立場について、町長の見解をお聞かせください。お願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） 立場についてというのは、私らは、なかなか、それぞれの立場でものを考えられますので、私が、その立場を言うことはできませんけれども、非正規、今、廣利議員質問の中で言われました合併時と比べて非正規職員が増えている。この実状というのは、率が増えているというのは、正規職員をかなり削減をいたしております。

それと、もう1つは働き方の中で、いろいろな職種が出てまいりました。

例えば、この中には、非正規職の中には、常勤的な職員も、この人数の中ではありますし、時間的に非常に短いパート的な職員もあります。そういう仕事をさせていただく必要があるところも、いっぱいできているわけです。

例えば、新しくつくった青少年の指導センターなんかについても、これも職員のうちです。でも、週に2日ずつ働いていただくとか、そういう時間も非常に短い時間で働いていただくとか、保育所の中でも補助職員として、また、今、長時間保育をする。そのためには、どうしても補助で、そうした短い時間を働いていただくパート的な職員もいる。

そういうことも含めて、人数的には非常に増えているという、そういうことは間違いのないんですけれども、中身は、そういうものであるというふうに思っております。

それで、特に、廣利議員も問題にされます保育士等におきまして、町も今、毎年、採用をしております。臨時職員として経験を積んで1年、2年働いていた職員も、そうした職員も採用時の試験で、次々と正規職員としての採用も、ずっとやってきておりますし、正規職員の人数そのものは、そういう分野においては、実態としては、何度も申し上げま

したけれども減らしていない。一般の事務職員というのは、かなり削減をしてくれておりますけれども、保育所が、これだけ統合したり、子供の数が減っても保育士の数は、人数は逆に、先ほど言いましたように、いろんな対応をしております。非常に長期間、時間延長、早朝の、それから、送り迎えにおいても、また、その添乗が必要だというようなことで送迎バス、園児バスを出したり、そういうことをしながらしておりますので、その分野については、一応、人数はなかなか減っていないというのが現状です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 調理師さんの白い制服、長靴は支給していないということなんですけれども、白い制服の件と、それから休暇の取得の件について、少し皆さんの、私が聞いた限りの皆さんの認識が少し違うのかなと。理解を、もしかしたらされていないのかなというところがありました。

それで、例えば、白い制服の場合、自前で購入しているとかいう方も、実は、ちょっとあったりしたものですから、そのところが、要するに例えば、2年と、先ほどは3年という話をされましたけれども、2年と1年という形で統一すべきではないのかなというところがありました。

後ほど、ちょっと触れますけれども、非正規の皆さんの声というところが、実は、そういうところで、やっぱり届いていなかったり、あるいは聞いていなかったりというところが、もしかしたらあるのではないかなというふうに思うのです。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 届いていなかったと。私のところには、そういう、今言われるように、制服が支給がほかのところと違うんだと。それは、給食センターは給食センター、それから、保育士、保育園は保育園。それぞれ職場は違うわけですが、それについて、個人で買っているんだとか、そういうことを前に少なくとも、それが衛生上も、また、機能上も対応できないということであれば、町としては、そうした制服もきちっと支給するということになっているわけですからね、何も遠慮せずに所属長に言っていただければいいし、少なくとも、また、その上の福祉が担当している担当職員にも言っていただければいいのであって、それが何か、実際に自分で届いていない。届いていないと言われる前に届けていただければいいと思いますよ。それは。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 休暇の取得について、特に、保育園の調理師さん、調理員さんですけれども、1人しかおられません。そうすると、これもそういう声を聞いたものですから、例えば、家族に不幸があったり、近所に不幸があったという場合に、要するにかわりの人がいないと、休めないと、それで、やむなく早朝に出たりとか、あるいは、これは調理師

の資格がないとだめなので、かわりの方がいればいいんですけども、いない場合があったということがありましたので、この休暇の取得については、そういう皆さんの保育園の調理師さんの声というのは、実は、そういうところにあたりするというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 職場もそれぞれ違います。同じようには、なかなかできない。そのことは皆さん、仕事してご理解はいただいていると思うのですね。

だから、そういうふうに、ご不幸があったり、そのことは誰にでもあることですが、いつでもあることでもない。

その時に、どう対応するか。それは園長にもお話しいただければいいし、少なくとも園長とかで対応できるところは、そういうかわりの人を入れてということも聞いたことがありますしね、それは、皆さんそれぞれ、確かに、自由にはできなくても、休暇とれないということが若干あったとしても、また、そこは仕事の上で、皆お互いに助け合いながら理解していただいているというふうに思っております。

ですから、保育士、保育所の調理と、また、365日、3食をつくる朝霧園のような施設の調理員。また、給食センターのように、年間180食、182食か183食です。1年間の半分、それもお昼だけをつくるということで、かなり、そういう意味では、子供なり学校の休暇に合わせて休暇がとれるところ、それぞれちょっと違うので、そういうところについては、職員においても移動をしたりして、できるだけ、同じ人じゃなくって、みんなが、そういう努力もしていただくような体制もつくる。これは人事の面で、そういうことも考えなければならぬというふうには思っております。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 保育士さんの現状について、3月の議会でも、ちょっと取り上げましたし、先ほども町長のほうから答弁もいただきました。

再度ですけれども、現状というか見ながら、待遇の改善というところについて、見解、また、問うていきたいというふうに思います。

それで、まず、今、12園ありました保育園というのが6園という形になりまして、確かに園長さんは減りました。未満児保育等々で町長言われるように、保育士さんの数というのは、減ってはいないというのか、行政サービスに対応するという形の中では、以前のままといいことなんですけれども、全体で正規の職員さんというのが、正規の保育士さんというのが36人、非正規の方が49人、だから、半分以上の方が実は非正規であると。

それで、個々保育園の状況を見ますと、佐用保育園が正規職員が8名、これは平成29年1月です。正規職員が8名。非正規の方が16名。園児は128名。

上月保育園、正規の方が7名、非正規の方が10名、園児が91名。

南光保育園は、私の手元には、統合前の中安、徳久、三河の資料しかありませんので、単純に合計しますと、正規の職員さんは10名、非正規の方が11名と。

三日月の三日月保育園は、正規の方が6名、それから非正規の方が6名と。三日月保育

園の園児は 55 名と。

南光の保育所は、58 名が園児であります。

それで、どことも非正規の方が上回る、もしくは同等と、一緒ぐらい。

あるいは、仕事の内容についても、これは当然、保護者の方も、そんなふうに思っておられますけれども、私も行きまして思いますし、実際にクラスを担当したりしていると。ですから、全く正規、非正規というところについては、同じ仕事なのではないかなというところを感じます。

先ほども、保育士手当というところについて、私は 3 月も聞きましたし、先ほども町長答えていただきました。保育士手当は法律上出せないんだと。それで、号俸を上げているということでした。

しかし、年収ベースで見ますと、私の手元にある資料と、若干、町長、今、述べられたのは、数字が、ちょっと違いまして、やっぱり保育士さんのところは、私の資料では、年収ベースでいきますと非正規の方は、180 万 8,400 円と、だから 200 万円を切っている状況。これは 2015 年の資料なんですけれども。

それで、この西播磨管内の平均は、186 万 1,422 円ということですので、やっぱり平均よりは低い状況というところがあります。

ですから、私は、保育士手当のところについて、町長が言われたところについては、なるほどというところがありますけれども、やっぱり年収ベースのところでは、やっぱり 200 万円を切るというところが、現実、そういう形が、実はあって、それこそ本当に言葉は新聞紙上、そういう形を言われますけれども、官製プアというふうなところも、ちょっと言われたりしておりますけれども、その現状については、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 保育士手当は、できたら私らも支給してあげたいと思います。

ただ、私らも法律の中で、支給しなきゃいけない。そのために、職員の配置についても、そうした規定、法律の中で、必要なものをきちっと町としてはね民間じゃありませんからやっております。

それは、わずか 3,000 円のことですけれども、給与について、今、廣利議員、どこで何をお調べになっているのかわからない。どういう形でお調べになっているのかわからないんですけれども、私とこ、町としては、少なくとも、これも法律の中で支給ができる、任用の制度ですね、任用制度として、通常の非常勤職員であれば、これまで 1 年ごとに試験をして採用、更新していかなくちゃいけない。だから、それを継続して長期にわたって、それを勤めていただく、こちらの採用するためには、今、29 時間の任用をしている。それプラス、あとの実際には、38 時間の常勤と同じように働いていた。その分を全部、いわば延長の給与として支給をしているわけです。それにプラス、町としては、その単価も先ほど申しましたように、以前は、ボーナス、期末手当も支給しておりました。しかし、先ほどの保育士手当と同じように、そうした職員には、そうした手当は支給できないということになりましたので、この分を含めて毎月の給与に反映できるような制度をつくったわけです。

そういう中で、町としても多分、職員のほうも、その時には、かなり給与も上がりましたから、皆さん、それで了解して、今、働いていただいているということです。

近隣よりか少ないということは、私は、絶対はないと思っておりますし、先ほど、申し

上げました金額というのは、私どもで、ちゃんと計算ベースで出してきて支給したものですから、廣利議員が、どこでお調べになったのかわかりませんが、それは、私が申し上げたことを信用していただかなければならないと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 私が調べたのは、働く皆さんの状況を調べたものがありまして、そこから姫路から、これは全西播磨の状況が記されたものなんですけれども、その2015年版ということで、今、問うてまいりました。

それで、結局、保育士手当というのが、やっぱり今、それまでは、さまざまな手当が支給をされて、いろんな公務員に対する批判というのがある中で、そういう手当がなくなっていく中で、唯一残っているのが、この保育士手当なんですけれども、先ほど言いましたように、大半というのか、過半数の方が非正規が各保育所を占めていて、正規の方と同じ仕事をしているという形をする中で、やっぱり、その皆さんの、その保育園の現場でのお気持ちを考えた時に、それはやっぱり、なかなか全く同じ仕事をしているという中で、やっぱりそれは、保育士手当については、3月の議会でも町長言われましたけれども、また、その保育士手当を復活するというのについては、町民の理解が得られないという話もありましたけれども、そういう現状は、行政サービスを落とさない中で、やむなく正規職員は増やすことができずに非正規の方が、そこを賄っているという現状で、私は、ここは保護者の方、町民の皆さんの理解というのは、保育士手当が出なければ、ほかの方法とかいうことはあり得ると思いますし、ご理解もいただけるのではないかなというふうに思いますけれども、再度、町長の見解をお聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員に、その保育士手当を出すことがね、町民の理解を得られないというようなこと、私、言いましたか。

そんなことを、私は言っていないと思うのです。

これは、私も、今、先ほど申しましたように、同じように3,000円という額です。これは、ほかの手当が一般職員のいろんな手当がなくなった中で、保育士現場において、この保育士手当が残っている以上、これは全員に出してあげたいという思いはあります。

ただ、そのことが法律的に、今の任用制度の中ではできないということになっているから、この分は出せないんですということを申し上げているので…。だから、そのために、それを、じゃあ、どうカバーするかって言ったら、そのことのカバーも言いました。

1号俸、4,500円ですけれども一般の最初からそれを格付けを1号上げて、そういう格付けをすると。その条件で募集をして、そして採用をしているわけです。だから、そういうことに対する配慮は、私はしているつもりなんです。

それが何かできていないとか言われる。それは、ちょっともうちょっと理解はしていただきたいなというふうに、私は、思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 資格手当をなくしていったというのは、その保育士手当ということではなくて、要するに公務員全般に対する批判の中から、資格手当がなくなったということについてなんですけれども、3月の議会でも、先ほども町長が言われているのは、できれば出したいということは言われています。

しかし、こんなふうにおっしゃっているんです。臨職の方にも資格手当という形を支給していくことも、考え方としては変えていかなきゃいけない時がくるのかなという思いはしますけれども、今の段階では、資格手当そのものをなくそうという中でできておりますから、臨職には出しておりません。

国家資格であるということと、それから、非正規の方が多く各保育園で正規を上回る人数でされているという状況の中で、そしたら、その保育士手当が出ないという形であるなら、ほかの方法は考えられないかなというところをお聞きしたかったんですけれども。

まあ、そのところについては、先ほども言いましたように、私は、各保育園回りながら保護者の方にもお会いしましたが、そういう理解は、私は得られるのではないかなというところを、まず、思います。

それで、やっぱり行政サービスというところで、やっぱり未満児の方とか増えてきておりますので、そういう政策的なところをやろうとして、これはやっぱり保育士を減らさないままにしているというところがありますので、やっぱり、そこも実は、考えていく必要があるのかなというふうな感じがします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 言われたように、私が、やっぱり町民の理解が得られないから、それを出さないとは言っていないじゃないですか。やっぱり。

私も、そういうことはしたいけども、臨職に、今、出せない状況だから、これは出せない。

だから、もう1つその町民の皆さん、また、保護者の皆さんに、私は伝えていただきたいのは、保育士については、先ほど申したように、事務職とか、そういう職員と比べて資格ということに対して、やはり給与の面で1号、これは3,000円より上の4,500円です。1号上に格付けを、まずするというは、そういうことをしているということも、このことも伝えていただかないと、これは片手落ちじゃないですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） また、その点については、非正規の方との話し合いというか、そのところの中で、ちょっと触れていきたいというふうに思います。

専門的な資格というところでは、図書館司書につきましても、私の資料では、やはり200万円未満と、年収ベースでいくと200万円未満という状況があります。

やっぱり皆さんは、大卒であり国家資格という中で、192万2,400円というのが、私の

手元にある資料、数字、年収なんですけれども、やはり、1人で生活をしていくというのが、やっぱり難しいと。その200万円未満というところについては。大卒で、専門的な資格で、要するにそのことを考えた時に、これから制度が変わっていくわけなんですけれども、そのあたりの現状も、そういう専門的な資格の方がおられると、そういう声が、実はやっぱり皆さんがお持ちだということについては、ご理解をしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） いろんな資格というのは、当然あります。

これは、全体としては、公務員のこうした資格に対する手当ということについては、これは全体の国民の声として、これまでいろんな資格手当というのをを出されていたのを、これが廃止をするという方向で、これが廃止されてきておりますので、その資格があるからということになると、その図書館司書だけではなくて、ほかの資格も、いろんな資格に対して、全部また出さなければならない。

ただ、先ほどの保育士手当は、現況もずっと続けて出しているから、私は、そういう形でお話をさせていただきただけです。

それから、給与の面について、ここで幾ら幾らというような金額。今、言われますけれども、そのことが正しいのかどうか、それはしっかりと踏まえた上で話していただかないと、実際に大きな違いですから、その200万円切るとか、私とこの、今、そういう臨時職員の任用について、実際に全部同じではないです。ある程度、年数のたった人には、それだけ認めて、割り増しを出しているというところもありますし、職場のまた、働く時間、これによって短い職員は少なくなります。これは当然のことです。

しかし、以前から勤めていただいている職員、特に、今の図書館司書等においても、それぞれが既に10何年になると思います。その職員なんかについては、そういう先ほど、私が申し上げたような給与の支給に、今現在なっているというふうに思っておりますので、それを踏まえて、近隣の市町とも比べていただいて、そのへんは、また、それ以上にとすることは、それはわかりますよ。幾らでも際限はない。それは、幾ら以上にとことは言われますけれども、やはりある意味では、そうした近隣との比較ということも踏まえて、お話をいただきたいということですが。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 職場ごとに非正規の皆さんの声を聞く体制というか、町長は、答弁の中で、組合の交渉の場で、そういう声も聞いているということでしたけれども、200人を超える非正規の方です。やっぱり現場現場で、やっぱり違うと思いますし、正規職員と同様の形で非正規の皆さんの声を聞く、制度的なものというのはつくれないものでしょうか。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、制度と言っても、これは労働者の権利として、そうした労働組合というものを結成することができて、それに対して交渉権というのもあるわけです。

ただ、非正規の職員の方も全部が労働組合に入っているわけではない。正職員の人も全てが労働組合に入っているわけでもありません。

私は、そうした労働組合に入っている入っていないにかかわらず、全体としては、私は、先ほど言いましたように、皆さんの働きやすいように、また、安心して働いていただけるように、私もやっぱり職員の上司です。町として、町長として、みんなのことは、やっぱりできるだけのことは考えてやっていくつもりですし、やっております。

ですから、これまでも、そうした非正規職員が、やはり一番は安定して、長期的に継続して勤めたいと。県なんかの対応なんかになると、職場によっては、もう2年ごとに変更して変わっていかなくちゃいけないとか、制度上は、法律的には、1回ずつ一旦やめて、また、試験を受けなくちゃいけない。そういうことでは、次の仕事について、やはり不安が非常に大きいというようなことが以前にありました。それを、どう解消するか。そういうことも、今の制度で、皆さんの要望にも応えてきましたし、休暇等についても、それぞれ、今、ほとんど職員と変わらないような有給休暇とか、そういうものも与えられるようになってきておりますし、だから、直接、私に職員がこうしてほしい。ああしてほしいということも言いにくいかと思えますし、私も、それを全部聞く時間ありませんし、ただ、そのことについては職場として、少なくとも上司がおりますし、管理をしている、その職場があるわけですから、そういうところなんかで話していただければいいし、何も制度があるなしにかかわらず、私は、そういう面での話は聞いて、状況等は、よく把握できていると思っておりますし、先ほどのような話、私に見れば、何で、そんな声が、直接、ちゃんと言ってもらえないのかなという思いがありますけれども、きちっと、そういう思いで言っていたら、それはそれで、対応するべきことは、対応をしていくという、その姿勢はしっかりと持っておりますのでね。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） ぜひそれは、よろしくお願いします。

実際に正規の職員の場合は、決算委員会でも私、質問しましたけれども、人事の評価のヒアリングというのが年2回、年初と年度末あるというところがあります。

そのようなものを、評価ということではないんですけれども、そういう形のものを制度化するということはできないもののでしょうか。非正規まで広げるということは。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これから働き方改革、そんないいことばかりじゃなくて、国もこうした任用制度について、かなり同一労働同一賃金ということを原則にしていくということになってくると、それに対して、今、求められている、その評価制度ですね、そういうものもちゃんとやれということも、当然、出てくると、要求されてくると思います。

それは、現在は、正規職員のみという形になってはいますが、流れとしては、全ての労働者に対しての、また、それが必要な扱いになってくるのではないかなということは、思います。

ただ、今の段階で、まだ職員のそうした評価、また、それを給与に反映させていくというのは、取り組みが始まったばかりです。それもまだ、きちっと、まだまだ安定してできていない中で、さらに非正規職員、いろんな働き方がありますから、今度、非正規職員のほうが、もっと複雑です。そういうことに、今、取り組むということは、それは無理です。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 私が言っているのは、人事評価で給与に反映させるということではなくて、決算委員会でも聞きましたけれども、10分程度の面談、年初と年度末と、それで、要するに総務課がつくったマニュアル通りでやる場合と、家族の健康状態だとか、メンタルヘルスの問題なんかについても、当然やっぱり聞くんだと。当然、それは評価には関係ないことです。

だけど、実は、そういう声が、非正規の方にも評価につながるということではなくて、そういう制度的なものが必要なのではないかなと思います。

だから、要するに、皆さんの声が言ってくれたらいいということなんですけれども、やっぱり届かないところが、実は、そういうものがあるのと、ないのとでは、全然違ってくるのかなというふうに思いますけども、いかがでしょう。

町長（庵途典章君） 総務課長、いっぺん答えてください。

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今、お話出ている中では、評価という言葉も若干出ておりますけど、これにつきましては、議員ご存じのとおり会計年度任用職員の関係がありますので、平成32年4月1日以降につきましては、期末手当の支給ということになれば、当然、評価制度が入ってきますので、上司たるものが面接等もやっていかざるを得ないような、こういう時期は、もう目の前に来ているというのは、もうご存じのとおりだと思います。

ただ、今の状況は、先般の決算特別委員会でも申しあげましたように、各部署には、確かに非常勤職員たくさんおります。そこには、正規職員もおります。非常勤職員の仲間もおります。

その上には、例えば、保育園でしたら園長とか主任保育士がおります。

例えば、先ほど出ております給食センターにしても施設長がおります。正規職員もいます。

そういった中で、話し合いが、また、相談ができる。そういう環境づくりは、職員を挙げてやらなアカン。総務課もそうしなくちゃいけないとは思っておるんですけど、そういう中で、相談しやすい。声をかけやすい。動きやすい。そういう職場づくりが一番大事なかなと。その中で出てくるのが、吸い上げて来て課題になるべき、いや改善すべき、いやいい結果については、さらにその改良という形で進めていく。そういう職場になればいいかなと。

廣利議員が行かれた時に、ご相談された内容も、ぜひ職員が、その願いがあるならば、

ぜひこちらのほうにも相談をしていただきたい。そういう願いはございますので、また、ご指導していただければというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） それで、法改正がありまして、各自治体のほうに総務省のほうから、もう通達が出ているということで、今、課長の話の中にもありましたし、町長も触れられましたけれども、会計年度任用職員という名称に統一するということですが、それが移行が2020年4月ということなんですけれども、どういうスケジュールにこれから、非正規の方には伝わっていくのかなというところがわかりませんので、わかる範囲で教えてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 実は、この制度につきましては、まだ、全国の会議で各都道府県の人事関係等の課長会議での資料しかございません。8月23日、24日に東京で行われた資料のみで、その資料につきましては、既に法務省のホームページには掲載されておりますので、既に閲覧をされた方もいらっしゃると思います。

なお、この後、ブロック会議、県のそういった会議につきましては、まだ、ちょっと日程が出ておりませんので、詳しい内容については、確定事項ではございませんけど、その資料からいきますと、今、議員言われましたように、施行日につきましては、平成32年4月1日からの採用、要するに現在の非常勤職員、臨時的任用職員等々につきましては、この新しい新公務員法によって職員制度として導入されるというのが原則になります。

そういったことで、いつから条例の準備をしていくのか。いつから、そういったスケジュールの例として、今現在の職員の、非常勤職員、臨時的任用職員の実態を把握するのかというのが、主だったスケジュールは既に国のほうもつくっております。

その主たるものは、もうこの平成29年度の下期、おそらく会議があつて、説明があつて、大きなQ&Aも出て、その後また、県、市町がそれぞれ議論をする中、その内容等、勤務条件等を確定して行って、平成29年度にそういった状況を労働組合等々も協議を重ねながら、平成30年度には、これらの任用とか、勤務条件等を概ね年度末には確定する必要があるのではないかなど。来年度中に。

そして、平成31年度になれば、時期は、まだ未定ですが、国の方針としては春先、それちょっとわからないですけど、時期は、ちょっと確定しませんが、平成31年度早々には、そういった募集をしていかなければならないというふうな流れに、国のほうは説明をしております。

ただ、これに伴います町のほうも、相当まだ、条例改正もそうですけど、人事給与システム、これ相当また改正をしないと、今度はまた、期末手当というのが基本的に入ります。要するに、賃金、同一職が同一の労働、賃金も同じように払ってくださいということなので、給料表も、当然、今の給料表等も大きく改正される見込みであります。これは、まだ、具体的な例は出ておりません。

そういったことも踏まえながら、今ちょっと話前段に出しましたけど、評価のこともま

であります。こういった形でやっていくのか。そういうのも踏まて、この平成 30 年度が非常に大きな流れの中で、我々職場の人事のほうも労使交渉の中でも、非常に重要な時期になるのかなというふうには、今現在では思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 正規職員と非正規職員の年収差というのは、結局、ボーナスだと、期末手当だというふうに言われています。

出典は、労働政策研究・研修機構というところですが、要するに正規職員と非正規職員の年収差というのは、正規職員の 56.6 パーセント、要するに 500 万円の年収、正規職員の方であるとする、非正規の方は 283 万円と。それだけの大きな差になって出てくるというところがあります。

会計年度任用職員という名称で、これからいろいろと説明等がされていくというふうに思いますけれども、ぜひともこのところについて、非正規の皆さんの声もできるだけ聞いていただければなというふうにお願いしまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（岡本安夫君） 廣利一志君の発言は終わりました。

お諮りします。あと 3 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。

次の本会議は、明日 9 月 13 日、午前 10 時より再開します。本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 4 時 0 0 分 散会